



**土佐町公共施設総合管理計画  
(令和 3 年度版)**



**令和 4 年 3 月**

**土佐町**



---

## 目 次

<b>第1章 公共施設等総合管理計画の目的</b> .....	1
1.1 背景・目的 .....	1
1.2 計画対象施設 .....	2
1.3 計画対象期間 .....	3
<b>第2章 土佐町の現状</b> .....	4
2.1 土佐町の概要 .....	4
2.2 人口推移 .....	5
2.3 財政状況 .....	6
2.4 人口推移を踏まえた財政状況に関する考察 .....	12
<b>第3章 公共施設の現状と将来の見通し</b> .....	13
3.1 公共建築物の現状 .....	13
3.2 インフラ資産の現状 .....	16
3.3 公共施設等の改修・更新等に係る中長期的な経費の見込み .....	17
<b>第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針</b> .....	20
4.1 現状や課題に関する認識 .....	20
4.2 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 .....	21
<b>第5章 施設類型毎の管理に関する基本方針</b> .....	27
5.1 公共建築物に関する基本方針 .....	27
5.2 インフラ資産に関する基本方針 .....	47
<b>第6章 計画の推進に向けて</b> .....	48
<b>用語の解説</b> .....	49



## 第1章 公共施設等総合管理計画の目的

### 1.1 背景・目的

わが国においては、高度経済成長期から急激な人口増加と社会変化により、公共施設の整備が進められてきました。その当時から盛んに建設された施設の建築年数が30年以上経過し建物の耐用年数が切れた公共施設も増え、大規模改修や修繕、建替えが必要な時期を向かえています。近年、全国的な傾向として、人口減少や少子高齢化の進行などによる社会構造や住民ニーズが変化していることに加え、公共施設の老朽化による施設の大量更新時代の到来と義務的経費の増大などによる財政状況の悪化見通し等、公共施設を取り巻く環境について、根本的な見直しの必要があります。

土佐町（以下、「本町」という。）においても同様の状況であり、これらの諸問題を解決するために、保有する公共施設を効果的・効率的に活用し、必要な公共サービスを持続的に提供し続けられるよう、経営的な視点に基づく取り組みが必要不可欠です。

このような状況の中、平成26（2014）年4月、総務省は「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（以下、「総務省策定指針」という。）を定め、全国の地方公共団体に対し、「公共施設等総合管理計画の策定要請」を発出しました。このことを受けて、本町では、平成29（2017）年3月、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため「土佐町公共施設総合管理計画」（以下、「総合管理計画初版」という。）を策定しました。

さらに、平成29（2017）年3月、「インフラ老朽化対策の今後の取組について」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）により、「個別施設の長寿命化計画」（以下「個別施設計画」という。）を策定するよう全国の自治体に要請がなされ、本町では令和3（2021）年3月に「土佐町公共施設等個別施設計画」を策定しました。

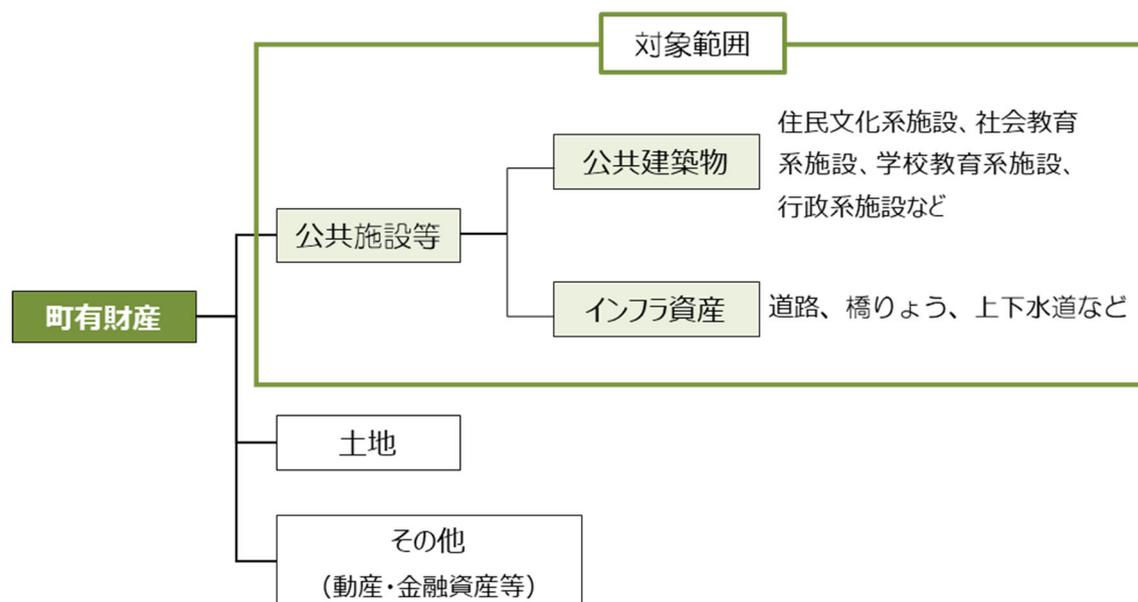
平成30（2018）年2月には、総務省策定指針が改訂され、「ユニバーサルデザイン化の推進方針」等の要件が新たに追加されるとともに、個別施設計画を踏まえて、公共施設等総合管理計画の不断の見直しを行うことが要請されています。

このような背景を踏まえ、「土佐町公共施設等総合管理計画（令和3年度版）」（以下、「本計画」という。）は、総合管理計画初版に時点補正を加えるとともに、土佐町公共施設等個別施設計画などを含む各個別施設計画を反映し、公共施設等の長寿命化等を計画的に行うことによる財政負担の軽減・平準化や、公共施設等の最適配置の実現を目指すなど、引き続き公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として策定するものです。

## 1.2 計画対象施設

本計画は、庁舎や学校施設といった公共建築物、道路、橋りょう、上下水道などのインフラ資産を対象としています。

図表 1.2.1 対象施設



区分	大分類	中分類	施設数	棟数	延床面積 (㎡)	構成比 (%)
普通会計	住民文化系施設	集会施設	24	24	2,833	4.6
		文化施設	3	3	2,180	3.6
	社会教育系施設	博物館等	1	4	1,720	2.8
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	12	22	8,724	14.3
		レクリエーション施設・観光施設	5	10	1,144	1.9
		保養施設	1	1	1,299	2.1
	産業系施設	産業系施設	6	13	4,290	7.0
	学校教育系施設	学校	2	14	4,327	7.1
	子育て支援施設	児童	1	1	188	0.3
		保育	1	1	1,084	1.8
	保健・福祉施設	高福	1	1	1,979	3.2
		社福	1	1	99	0.2
	行政系施設	庁舎等	9	11	6,792	11.1
		消防施設	9	9	929	1.5
		その他行政系施設	16	31	6,326	10.3
	公営住宅	公営住宅	28	140	13,837	22.6
	公園	公園	15	18	392	0.6
その他	その他	16	20	3,059	5.0	
	合計		151	324	61,202	100.0

### 1.3 計画対象期間

総合管理計画初版は、平成 28（2016）年度から令和 7（2025）年度までの 10 年間で計画対象期間としています。

本計画は、これに時点補正を加え令和 4（2022）年度から令和 13（2031）年度までの 10 年間とします。なお、期間内であっても必要に応じ適宜見直すものとします。

## 第2章 土佐町の現状

### 2.1 土佐町の概要

土佐町は、四国の中央部、吉野川の源流域にあり、東は長岡郡本山町、西は吾川郡いの町、南は南国市、高知市、北は大川村及び愛媛県四国中央市に隣接しています。西日本一の規模を誇る多目的ダムの「四国の水がめ」早明浦ダムのある町です。東西南北それぞれ約 20 km、行政面積は 212.13k m<sup>2</sup>で、その 87%が山林です。

標高は 250～1,500mと起伏に富んだ山岳地域で、平均年間降水量は瀬戸内側の 2 年分にあたる 2,700mm 前後、年間平均気温 14℃前後と、温暖多雨の気候で豊かな「森と水」という自然資源に恵まれた町です。

町のほぼ中央部を地蔵寺川が東流し、町東部において吉野川と合流しており、これらの河川沿いに主要道路が発達し、平地には水田や集落が形成され、その集落内に公共施設を整備しているため、公共施設も点在しています。

図表 2.1.1 位置図



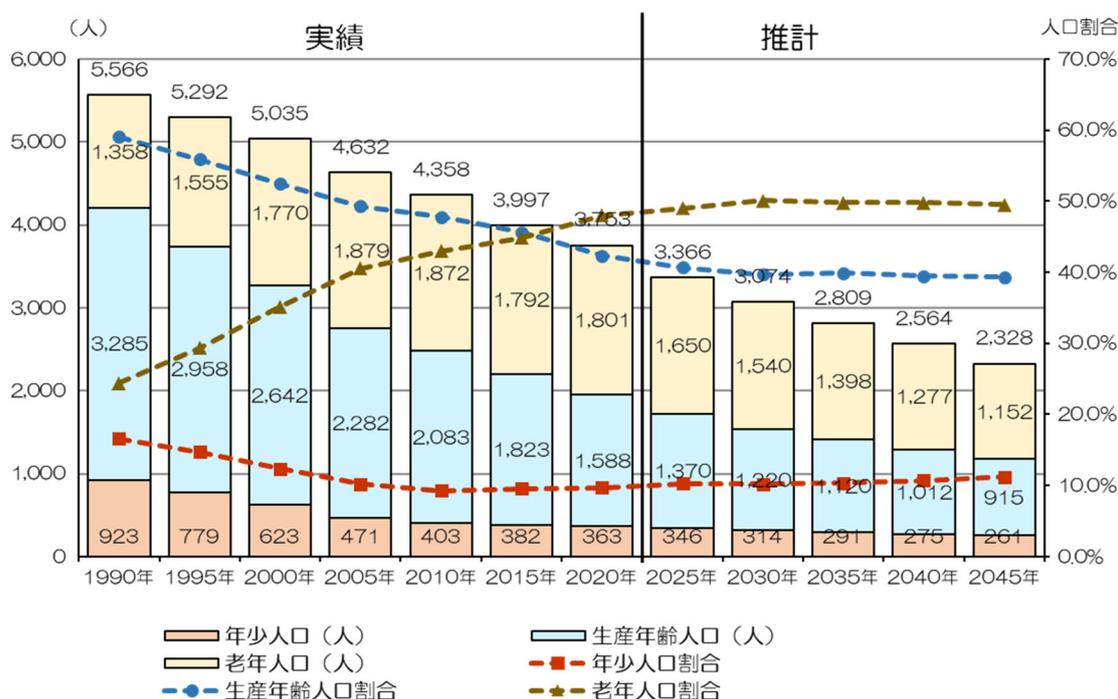
## 2.2 人口推移

本町の総人口は減少傾向で推移しており、平成 27（2015）年の人口は 3,997 人（国勢調査）となっています（令和 4 年 1 月末現在 3,690 人）。将来人口推計においても減少傾向が続くことが予想され、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年 3 月）」に準拠すると、令和 27（2045）年には、2,328 人になる見通しとなっています。

図表 2.2.1 年齢三区分の人口推移（社人研準拠）

土佐町 39363 区分	実績							推計				
	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年	R7年	R12年	R17年	R22年	R27年
	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
総人口（人）	5,566	5,292	5,035	4,632	4,358	3,997	3,753	3,366	3,074	2,809	2,564	2,328
年少人口（人）	923	779	623	471	403	382	363	346	314	291	275	261
生産年齢人口（人）	3,285	2,958	2,642	2,282	2,083	1,823	1,588	1,370	1,220	1,120	1,012	915
老年人口（人）	1,358	1,555	1,770	1,879	1,872	1,792	1,801	1,650	1,540	1,398	1,277	1,152
年少人口割合	16.6%	14.7%	12.4%	10.2%	9.2%	9.6%	9.7%	10.3%	10.2%	10.4%	10.7%	11.2%
生産年齢人口割合	59.0%	55.9%	52.5%	49.3%	47.8%	45.6%	42.3%	40.7%	39.7%	39.9%	39.5%	39.3%
老年人口割合	24.4%	29.4%	35.2%	40.6%	43.0%	44.8%	48.0%	49.0%	50.1%	49.8%	49.8%	49.5%
年齢3区分別人口計	5,566	5,292	5,035	4,632	4,358	3,997	3,752	3,366	3,074	2,809	2,564	2,328
総人口との差分(年齢不明)	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0

年齢3区分別人口割合は年齢不明を除いた人口総数を「100」としている。



## 2.3 財政状況

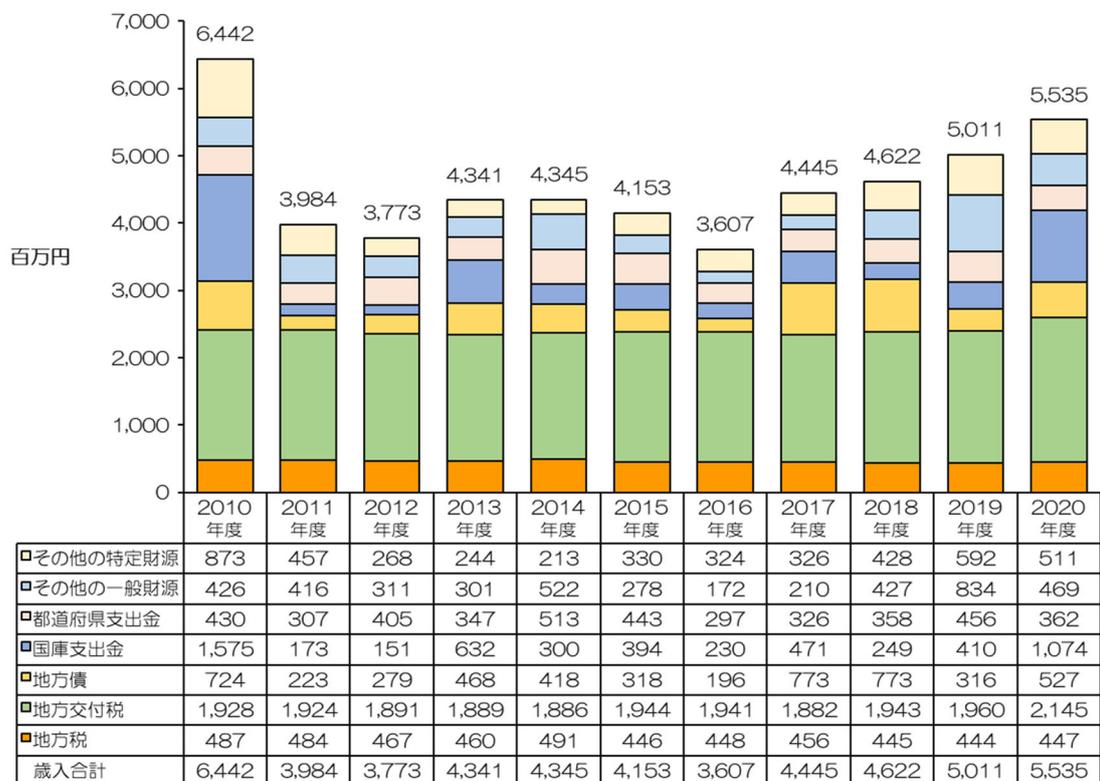
平成 12（2000）年の「地方分権一括法」の施行以来、自治体を取り巻く環境は大きく変貌を遂げており、自らの判断と責任により、自立したまちづくりを進めることが求められています。そのために、自治体にはより高度な行政運営能力が必須のものとなっています。

### （1）歳入

過去 10 年における歳入の推移をみると、平成 22（2010）年度の突出した値を除くと、総額では増加傾向にあり、令和 2（2020）年度決算では約 55.4 億円と、平成 23（2011）年度以降では最大の値となっています。これは地方創生臨時交付金を始めとした国庫支出金の大幅な増加があったことが主因となっています。

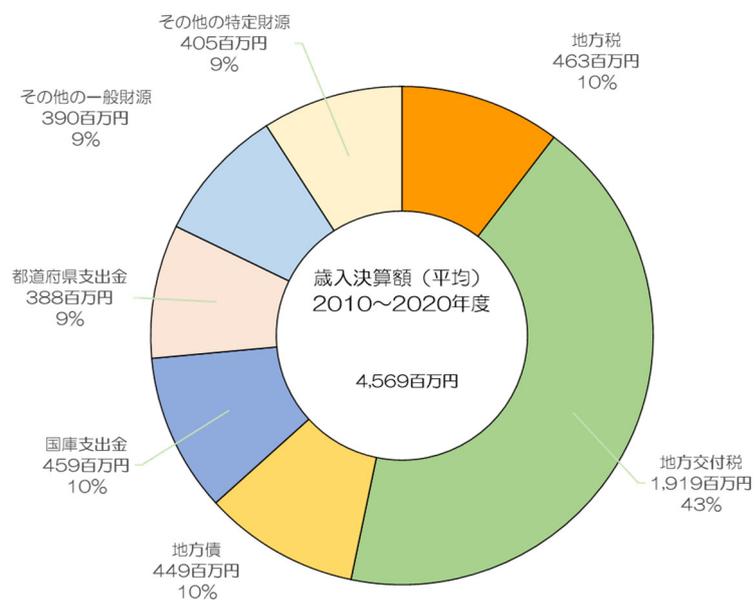
自主財源である地方税は平成 26（2014）年度の約 4.9 億円をピークに令和 2 年度は約 4.5 億円程度まで減少しており、一方で地方交付税は平成 22（2010）年度の約 19.3 億円から若干の増減を繰り返しながら、令和 2（2020）年度では約 21.5 億円となっており、依然として国への依存度が高くなっていることが分かります。

図表 2.3.1 歳入の推移



図表 2.3.2 は、平成 22（2010）年度から令和 2（2020）年度までの歳入決算額の内訳平均値の構成比を表したものです。これをもとに地方交付税に対する依存度の高さがうかがえます。

図表 2.3.2 歳入の内訳構成比



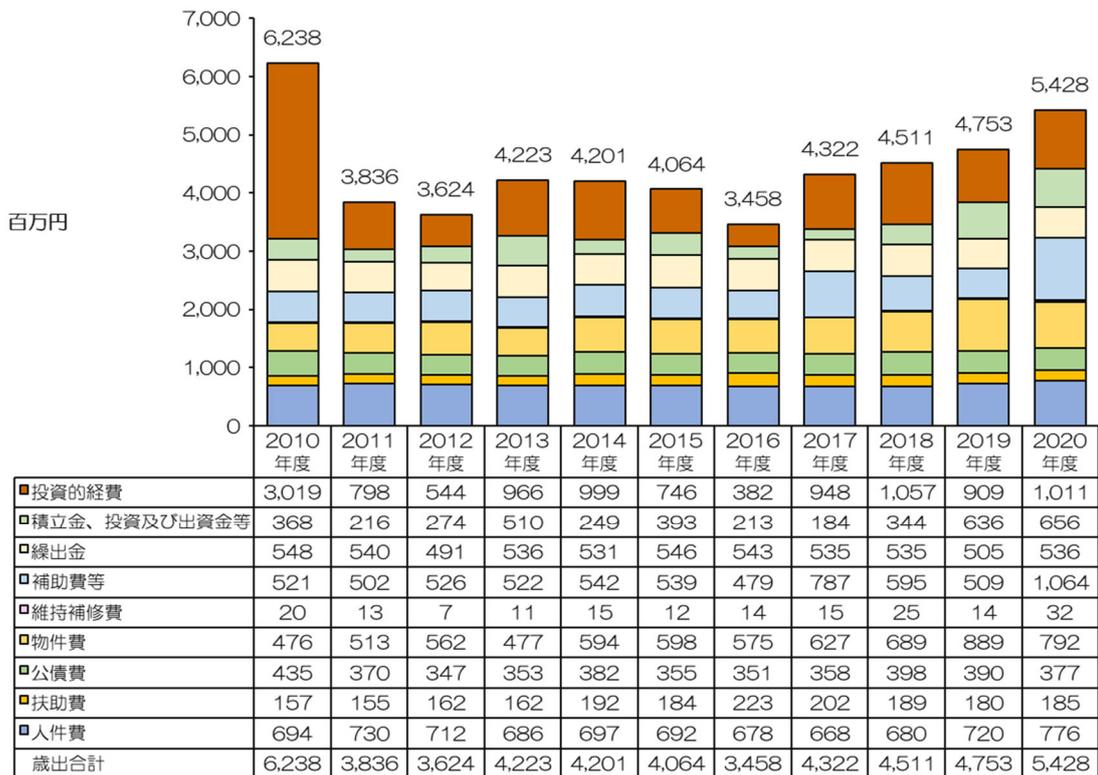
(2) 歳出

過去 10 年における歳出の推移をみると、歳入と同様に平成 22 (2010) 年度の突出した値を除くと総額では増加傾向にあり、令和 2 (2020) 年度決算では約 54.3 億円と、平成 23 (2011) 年度以降では最大の値となっています。これは新型コロナウイルス感染症に関連した予防経費や、住民生活、地域経済への支援対策経費等の増大等によるものです。

このうち扶助費は平成 28 (2016) 年度の約 2.2 億円程度をピークに令和 2 (2022) 年度では、約 1.9 億円と高止まりの傾向にあります。また、人件費については、「2020 会計年度」から会計年度任用職員が物件費から人件費に変更となったため、令和 2 (2020) 年度で前年比約 8%弱の増加が見られます

維持補修費及び投資的経費は、年度による変動はあるものの近年は約 10 億円前後で推移しています。

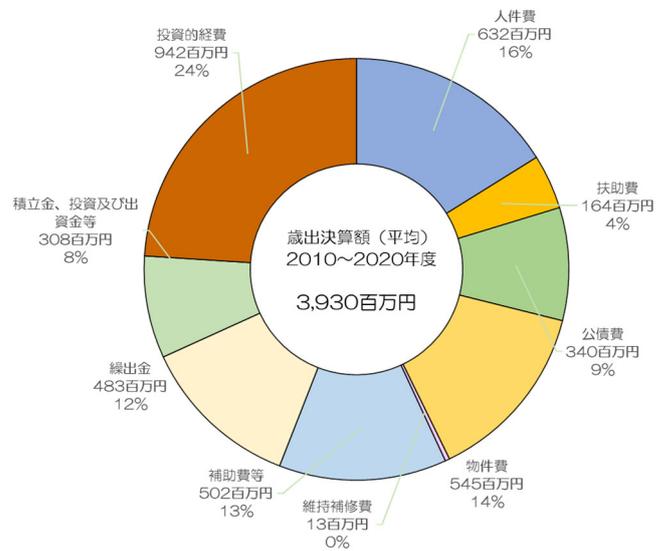
図表 2.3.3 歳出の推移



- ※義務的経費：任意に削減できない極めて硬直性が強い経費（人件費、公債費、扶助費）
- ※公債費：町の借入金に係る元利償還費に係る経費
- ※扶助費：福祉医療、老人・児童・障害福祉、生活保護等の福祉関係の給付額で、主に法令により支出が義務づけられている経費
- ※投資的経費：道路・橋りょう、町営住宅、学校等の建設等社会資本の整備に要する経費（下水道などの特別会計・企業会計に係るものは除く）
- ※その他経費：物件費、維持補修費、補助費、繰出金など

図表 2.3.4 は、平成 22 (2010) 年度から令和 2 (2020) 年度までの歳出決算額の内訳平均値の構成比を表したものです。これをみても投資的経費の占める割合の大きさがうかがえます。

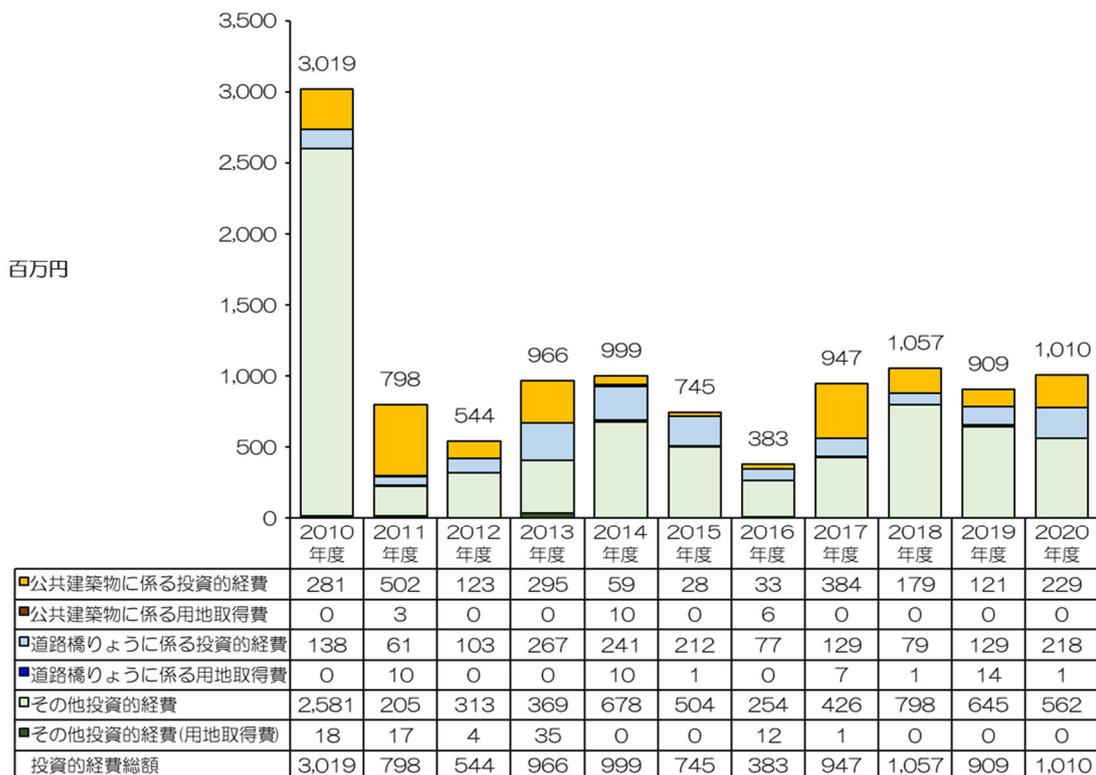
図表 2.3.4 歳出の内訳構成比



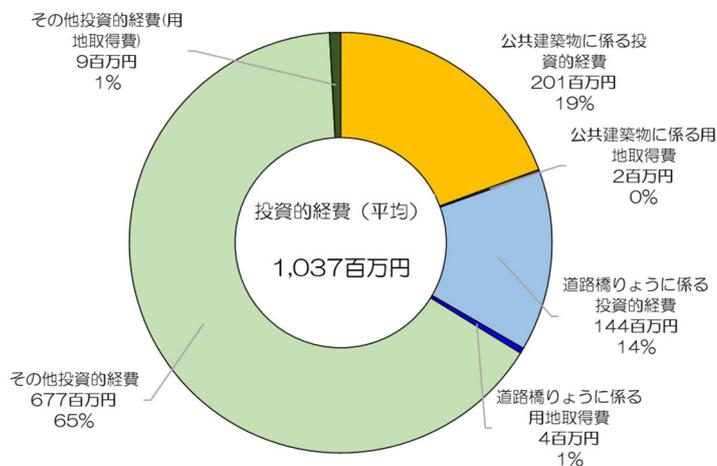
### (3) 投資的経費の推移

公共施設等の更新にどの程度の投資的費用が負担できるかを推測するため、過去の一般会計における投資的経費（普通建設事業費）の実績を分析した結果、公共建築物に係る過去 10 年間の平均投資額で見ると、約 2.0 億円となっています。これは、投資的経費全体の約 19%を占めています。

図表 2.3.5 一般会計の投資的経費の推移



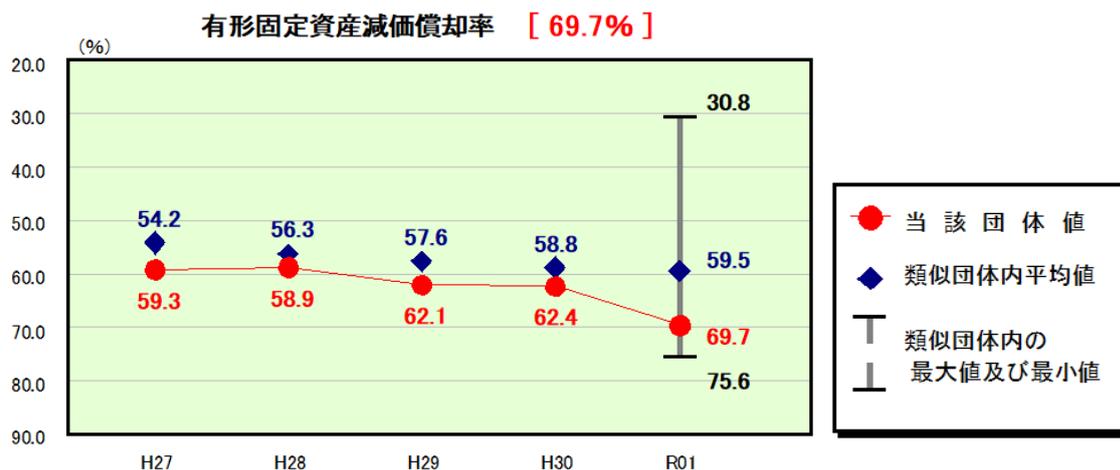
図表 2.3.6 一般会計の投資的経費平均額



(4) 有形固定資産の減価償却率の推移

本町の有形固定資産減価償却率は類似団体より高い水準にあるため、それぞれの公共施設等について本計画を踏まえて、施設の維持管理を適切に進めていきます。

図表 2.3.7 有形固定資産の減価償却率



※出典：令和元年度 財務状況資料集（土佐町）

## 2.4 人口推移を踏まえた財政状況に関する考察

歳入面について、生産年齢人口の減少に伴う個人町民税の減少が予想されます。

また法人町民税については企業業績の影響を大きく受けるため、大きな経済成長を見込むことが難しい現状においては、大幅な税収増は期待できません。

このことから、本町一般財源総額の大幅な税収増は期待できない状況にあります。一方、歳出面では、義務的経費のうち人件費については、今後、町職員の定員管理などにより大幅な増加はないものと思われませんが、少子高齢化に伴う扶助費等は高止まり、または増加していくものと考えられます。

以上のことから、本町の財政状況は、引き続きより厳しいものとなっていくと考えられます。

## 第3章 公共施設の現状と将来の見通し

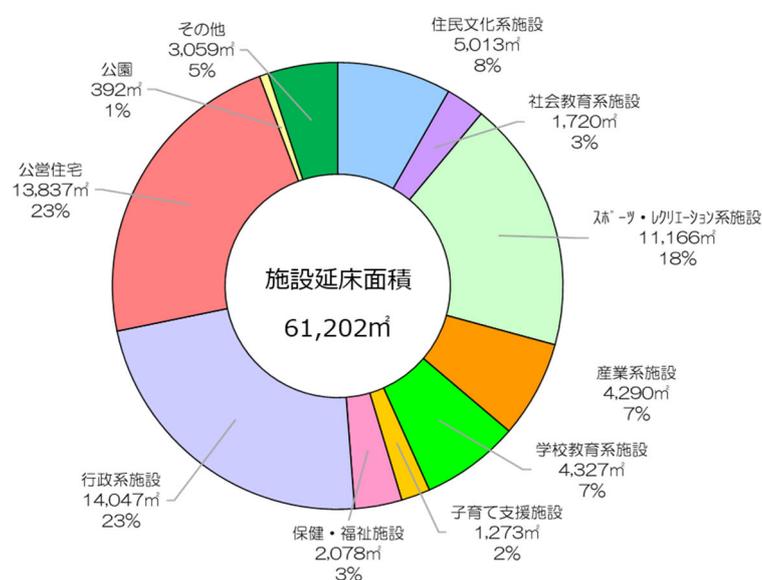
### 3.1 公共建築物の現状

#### (1) 公共建築物の保有施設数等

本町の建築系施設は全 151 施設、総延床面積は 61,202 m<sup>2</sup>です。

このうち最も多くの面積割合を占めているのは行政系施設で総延床面積の約 23.0%を占めています。次に公営住宅が続き、総延床面積の約 22.6%を占めています。

図表 3.1.1 施設延床面積の構成



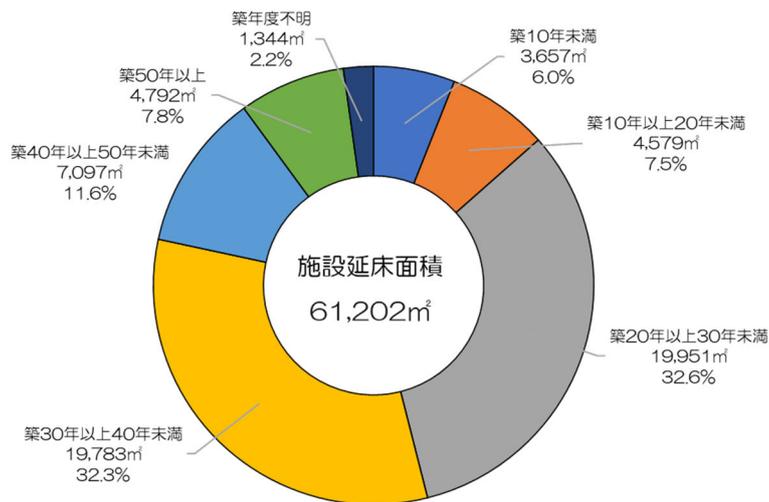
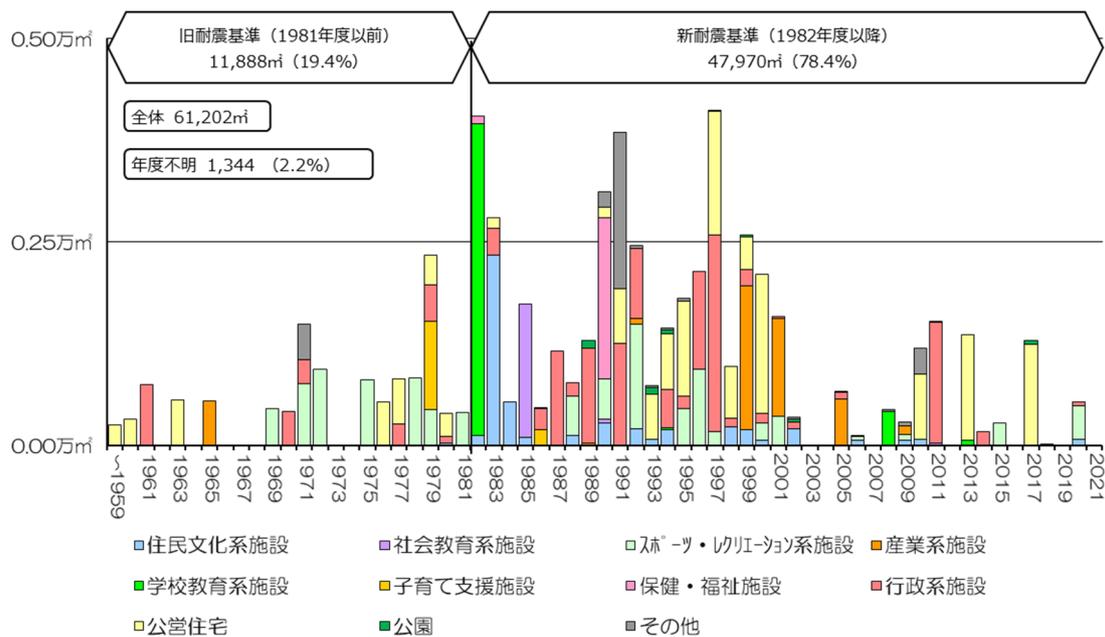
構成比	施設数	施設大分類	延床面積	構成比
17.9%	27施設	住民文化系施設	5,013m <sup>2</sup>	8.2%
0.7%	1施設	社会教育系施設	1,720m <sup>2</sup>	2.8%
11.9%	18施設	スポーツ・レクリエーション系施設	11,166m <sup>2</sup>	18.2%
4.0%	6施設	産業系施設	4,290m <sup>2</sup>	7.0%
1.3%	2施設	学校教育系施設	4,327m <sup>2</sup>	7.1%
1.3%	2施設	子育て支援施設	1,273m <sup>2</sup>	2.1%
1.3%	2施設	保健・福祉施設	2,078m <sup>2</sup>	3.4%
22.5%	34施設	行政系施設	14,047m <sup>2</sup>	23.0%
18.5%	28施設	公営住宅	13,837m <sup>2</sup>	22.6%
9.9%	15施設	公園	392m <sup>2</sup>	0.6%
10.6%	16施設	その他	3,059m <sup>2</sup>	5.0%
100.0%	151施設	合計	61,202m <sup>2</sup>	100.0%

(2) 築年別整備状況

昭和 50 (1975) 年度から平成 13 (2001) 年度にかけて、集中的に多くの公共建築物を整備してきました。築 30 年以上のものが全体の 50%以上を占め老朽化の進行が見られます。

なお、昭和 56 (1981) 年の新耐震化基準以前に建築された建物は全体の約 19.4%を占めています。

図表 3.1.2 保有する建物の築年別整備状況



**(3) 建物面積の将来推計**

これまでの公共建築物の建替えは、建築後約 50 年程度で更新されてきました。すでに建築後 30 年以上経過している建物は、31,617 m<sup>2</sup>で、全体の約 51.7%を占め、さらに 10 年後には 84%を超え、老朽化が一挙に進むことが予想されます。

図表 3.1.3 築 30 年以上の公共建築物の割合の将来推計

年度	令和 3 (2021) 年度末	令和 13 (2030) 年度末	令和 23 (2040) 年度末
割合	51.7%	84.3%	91.8%
面積	31,671 m <sup>2</sup>	51,622 m <sup>2</sup>	56,201 m <sup>2</sup>

本計画対象の公共建築物の延床面積は 61,202 m<sup>2</sup>で、令和 2 (2020) 年<sup>1</sup>の人口 1 人当たり面積は 16.31 m<sup>2</sup>ですが、今後は人口減少が予想され、10 年後の令和 12 (2030) 年には 3,074 人となることを見込まれています (国立社会保障・人口問題研究所)。このまま人口 1 人当たり面積 16.31 m<sup>2</sup>を維持しようとする、10 年後の令和 12 (2030) 年には全体の約 18.1% (11,065 m<sup>2</sup>)、20 年後の令和 22 (2040) 年には約 31.7% (19,383 m<sup>2</sup>) の延床面積を削減する必要があります。

図表 3.1.4 人口と延床面積の将来推計

年	令和 2 年度 (2020)	令和 12 年度 (2030)	令和 22 年度 (2040 年)
延床面積	61,202 m <sup>2</sup>	50,137 m <sup>2</sup>	41,819 m <sup>2</sup>
人口	3,753 人	3,074 人	2,564 人
人口 1 人当たりの面積	16.31 m <sup>2</sup>	16.31 m <sup>2</sup>	16.31 m <sup>2</sup>

<sup>1</sup> 国立社会保障・人口問題研究所の人口推計と合わせるために 2021 年を現在とした。

### 3.2 インフラ資産の現状

インフラ資産は生活の基盤となる公共施設であり、町民生活や地域の経済活動を支えています。

図表 3.2.1 インフラ資産の現状

種別	主な施設	施設数
道路	道路延長	138,334m
	橋りょう	85 橋
上水道	管路延長	74,198m
下水道	管路延長	45,814m
	施設	5 施設

### 3.3 公共施設等の改修・更新等に係る中長期的な経費の見込み

公共施設等の改修・更新等に係る中長期的な経費の見込みについては、現在計画されている個別施設計画を踏まえて、現在保有している公共施設等を今後も保有し続け、とくに対策を講じることなく現在と同じ規模で更新を行うこととした場合と、施設再編や長寿命化計画を反映した場合の改修・更新等に係る費用を比較し、その対策効果をとりまとめました。

#### (1) 対象とした個別施設計画

本計画の対象とした個別施設計画は、次のとおりです。

図表 2.3.1 対象とした個別施設計画

区分	計画名	計画期間
公共 建築物	公共施設個別施設計画	令和3年度～令和12年度（10年間）
	公営住宅等長寿命化計画	令和2年度～令和11年度（10年間）
インフラ 資産	橋りょうの長寿命化修繕計画	平成30年度～令和9年度（10年間）

※計画期間と更新等費用の算定期間は、必ずしも同じではない。

#### (2) 公共建築物（公営住宅を除く）の更新等費用

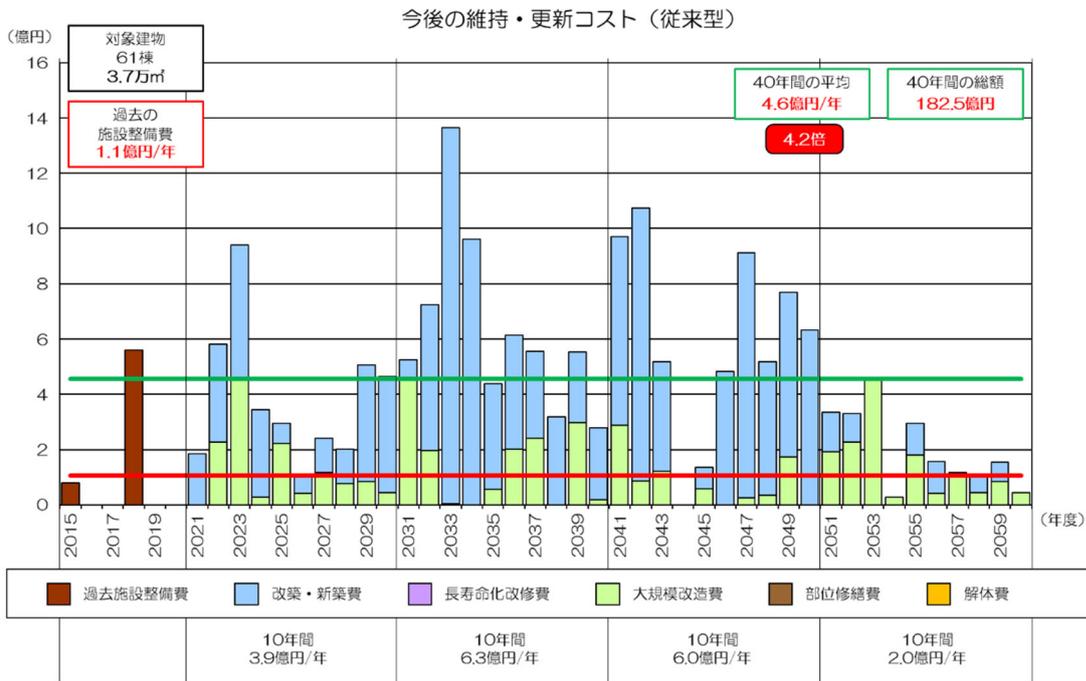
施設の老朽化が進んでいく中で、施設を維持していくには、建替えや大規模改修に係る膨大な更新費用が生じてくるため、これに対する財政措置が大きな課題となってきます。

図表 2.3.2 は、公共施設個別施設計画（公営住宅を除く）に基づき、長寿命化等対策前の今後40年間の更新等費用の推計を示しています。

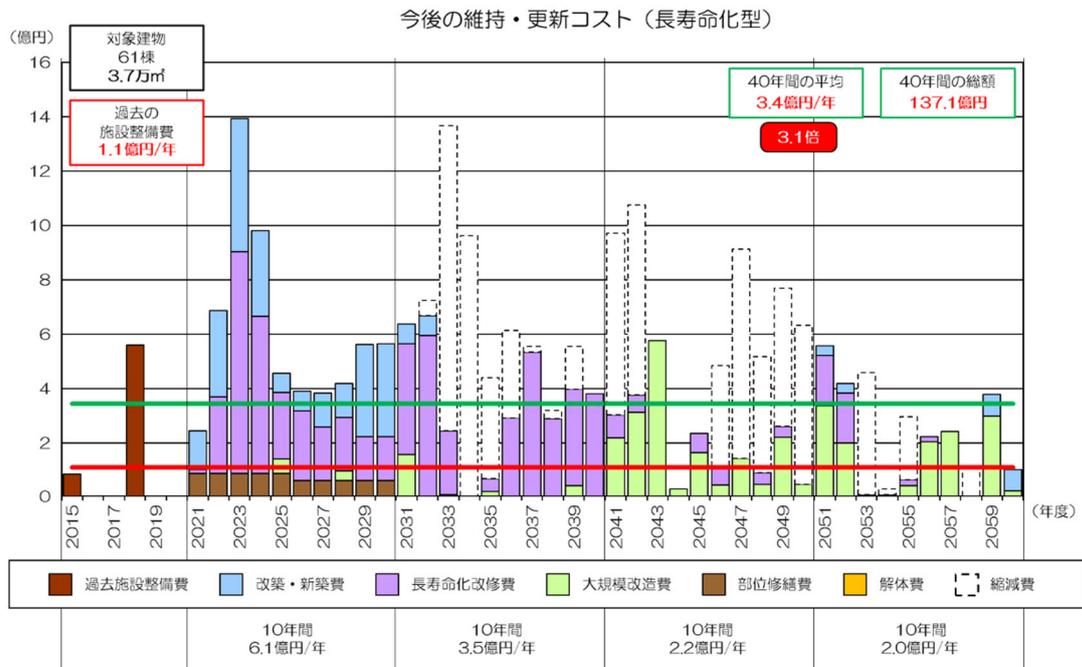
本町が保有する公共建築物（公営住宅を除く）をすべて同規模・同量で今後も維持更新し続けた場合、施設の更新等などに要する費用として、40年間で約182.5億円が必要となる見込みで、年間約4.6億円となります。

図表 2.3.3 は、長寿命化等対策後の今後40年間の更新等費用の推計を示しています。これによると、各施設に対して長寿命化対策等を講じた場合、40年間で137.1億円になる見込みで、年平均で約3.4億円となり、対策前と比べて年間約1.2億円の縮減効果が確認できました。

図表 3.3.2 公共建築物に係る今後 40 年間の更新等費用の推計（対策前）



図表 3.3.3 公共建築物に係る今後 40 年間の更新等費用の推計（対策後）



### (3) 公営住宅の長寿命の効果

公営住宅長寿命化計画では、長寿命化の効果を次のとおりとしています。

- ・ 公営住宅のストックの状況を把握した上で、適切な修繕、改善及び耐久性を図ることで公営住宅の長寿命化の促進につながり、コストの削減を図ることができる。
- ・ 定期的な点検により現状を把握することができ、早期に修繕、改善を実施する事できる。その事で居住生活の安全性が確保される。
- ・ 計画を策定する事により、限られた予算内で効率的な維持管理を実施することができる。ただし現時点では、更新等費用は算定していないため、算定した段階で本計画に反映します。

### (4) インフラ資産に係る更新等費用

橋りょう長寿命化計画では、橋りょうの点検・診断を踏まえ、①道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態のもの、②道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべきもの、について10年で修繕し、「事後保全」から「予防保全」サイクルへの変革を目指すとしています。ただし現時点では、更新等費用は算定していないため、算定した段階で本計画に反映します。

その他のインフラ資産は、長寿命化計画はこれから策定する段階であり、更新等費用は、各資産の長寿命化対策の効果を算定した段階で本計画に反映します。

## 第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針

### 4.1 現状や課題に関する認識

#### (1) 公共施設等の改修・更新等への対応

過去に整備を進めてきた公共施設等の老朽化が進んでいます。

今後、これらの公共施設等の改修・更新等の費用が発生することが見込まれ、今までのように改修・更新等への投資を継続していくと、町の財政を圧迫し、他の行政サービス（機能）に重大な影響を及ぼす可能性が出てくることが予想されます。

このような中、健全な財政状況を維持するためには、改修・更新等にかかる費用を全体的に抑制するとともに平準化させることが必要であり、今後は、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設等の再編成・管理に取り組み、将来にわたっての取捨選択を行う必要があります。

また、公共施設等の情報を、一元管理し、より効率的な管理・運営を推進していくための組織体制の構築が課題となります。

#### (2) 人口減少・少子高齢化社会への対応

本町の総人口は、高度経済成長期である昭和 30（1955）年から昭和 50（1975）年までの 20 年間で急激に減少し、昭和 55（1980）年以降再び減少を続けています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、今後さらに減少は続き、令和 27（2045）年には約 2,300 人になると推計されています。

そのため、このような人口構成の大きな転換に伴う町民のニーズの変化に対応した、適正な公共施設等の総量規模や配置を検討していく必要があります。

また、地域の特性に応じた公共施設等の適正な配置や管理・運営を行っていく必要があります。

#### (3) 逼迫する財政状況への対応

今後、人口の減少に伴い町税収入等一般財源の減少が予想されることに加えて、高齢化の進行に伴う扶助費等の義務的経費が増加することから、公共施設等の維持管理のための財源確保が出来なくなることが見込まれます。

こうした厳しい財政状況の中で、公共施設等の管理・運営にかかる費用を縮減し、なおかつ機能の維持を図っていくことが大きな課題となります。

また民間企業との連携や、町民との協働も視野に入れながら、事業の効率化や維持管理費の削減に取り組む必要があります。

## 4.2 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

### (1) 基本的な考え方

公共施設マネジメントとは、縦割りにより各部署で管理していた公共施設等を一元的に把握して将来の費用負担を推計し、その上で、老朽化した施設の統廃合や余剰施設の複合的な活用、施設の長寿命化や民間資金の導入などを行い、一定の行政サービスを維持しつつ、長期的な財政支出の削減を図る取組みを言います。

現状や課題に関する基本認識を踏まえ、公共施設マネジメントにおいては、人口構成など地域の特性や町民ニーズを踏まえながら、地域の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置等の検討を行なっていきます。

また、将来の人口動向や財政状況を踏まえ、新規の公共施設等は、供給量を適正化することとし、公共施設等の統合・廃止、規模縮小等の推進を図ります。

既存施設については、老朽化の状況や利用実態及び今後の需要見通しを踏まえ、今後とも保持していく必要があると認められた施設については、計画的な修繕・改善による品質の保持に努め、施設の有効活用を図ります。

また、情報の一元管理や共有を図るための管理システムの構築、全庁的な推進体制の確立及び民間活力の導入の検討などにより、効率的な管理・運営を図ります。

#### ①公共建築物

##### ■供給に関する方針

##### ○機能の複合化等による効率的な施設配置

- ・ 老朽化が著しいが、町民サービスを行ううえで廃止できない施設については、周辺施設の立地状況を踏まえながら、機能の複合化や更新等により、効率的な施設配置及び町民ニーズの変化への対応を図ります。

##### ○施設総量の適正化

- ・ 町民ニーズや上位・関連計画、政策との整合性、費用対効果を踏まえながら、人口減少や厳しい財政状況を勘案し、必要なサービス水準を確保しつつ施設総量の適正化（縮減）を図ります。

##### ■品質に関する方針

##### ○予防保全の推進

- ・ 日常点検、定期点検を実施し、劣化状況の把握に努めるとともに、点検結果を踏まえた修繕や改修の実施により予防保全に努めます。

##### ○計画的な長寿命化の推進

- ・ 建築後長期間経過した施設については、大規模改修の検討と併せ「土佐町耐震促進計画」に基づく耐震化を推進するとともに、長期的な修繕計画の策定や点検等の強化などにより、計画的な維持管理を推進し、必要に応じて施設の長寿命化を図ります。

##### ■財務に関する方針

○長期的費用の縮減と平準化

- ・ 改修・更新等の費用の縮減と更新時期の集中化を避けることにより、歳出予算の縮減と平準化を図ります。

○維持管理費用の適正化

- ・ 現状の維持管理にかかる費用や業務内容を分析し、維持管理費用や施設使用料等の適正化を図ります。

○民間活力の導入

- ・ PPP や PFI などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。

**②インフラ資産**

■品質に関する方針

○長寿命化の推進

- ・ 道路、橋りょう、河川、上下水道、公園といった施設種別ごとの特性を考慮し、中長期的な経営視点に基づく計画的な維持管理を行います。

■財務に関する方針

○維持管理費用の適正化

- ・ 計画的な点検や維持補修により、維持管理費用の適正化及び平準化を図ります。

○民間活力の導入

- ・ PPP や PFI などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。

■供給に関する方針

○社会構造変化に対応した適正な供給

- ・ 社会構造の変化を踏まえ、適正な供給を図ります。

**(2) 取り組み体制の構築及び情報管理に関する方策**

**①取り組み体制**

■公共施設マネジメント体制

公共施設マネジメントにあたっては、関係管理職員で構成される会議等により、本計画の進行管理や推進を図ります。

■研修会の開催によるマネジメント意識の醸成

公共施設マネジメントを推進するためには、職員一人ひとりが、その意義や必要性を理解して取り組んでいく必要があります。

そのため、全職員を対象とした研修会の開催等により、マネジメント意識の共有化を図ります。

## ②情報の共有と管理

固定資産台帳・財産台帳を一元的な情報データとして活用するものとして、修繕履歴や建て替え等に関する情報を更新していくこととします。

## (3) 公共施設等の管理に関する方針

### ①公共施設（建築物）の維持管理の方針

公共施設（建築物）の維持管理及び改修・更新は、建設時から経過した年月によって、その対処方法が異なります。

異なる施設ごとに点検・診断、耐震化、改修・修繕、長寿命化、更新の実施方針を整理します。

なお、建築物以外の屋外施設については、適切な点検・診断等により効率的な維持管理に努めます。

### ②インフラ資産の維持管理の方針

インフラ資産は町づくりの基盤となるものであり、利用者の安全性確保や安定した供給・処理が行われることが重要です。そのため、適切な点検・診断を行い、その結果に基づき必要な措置を行い、その結果得られた施設の状態等を記録し、次の点検・診断に活用するという「メンテナンスサイクル」の構築により効率的な維持管理を推進します。また、このような取り組みにより維持管理費用の縮減・平準化を図ります。

### ③安全確保の実施方針

日常点検や定期点検により、施設の劣化状況の把握に努めます。さらに、災害時に防災拠点や避難所となる施設もあることから、点検の結果をデータベース化し、危険性が認められた施設については、利用状況や優先度を踏まえ計画的な改修、解体、除去を検討し、対応していきます。

また、今後利用見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、解体、除去するなどの対策を講じ、安全性の確保を図ります。

### ④長寿命化の実施方針

今後も保持していく必要がある施設については、定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。全庁的な観点から、他の計画と整合を図りながら、公共施設マネジメント全体として推進していきます。

また、今後新たに策定する個別の長寿命化計画については、公共施設等総合管理計画における方向性との整合を図るものとします。

### ⑤耐震化の実施方針

国においては、南海トラフ地震による被害を今後10年間において、死者数を概ね8割以上減少、建築物の全壊棟数を概ね5割以上減少させるという減災目標に基づき、住宅・建築物の耐震化目標を100%としています。

土佐町においても、国・県の計画との整合を図り、耐震化を積極的に促進することとしています。

### ⑥統合や廃止の推進方針

施設の整備状況、利用状況、運営状況、費用の状況等を踏まえ、必要に応じて公共施設等の統合・廃止や規模縮小等を検討します。検討にあたっては、施設の現状を評価するために必要な各種施設毎の費用の比較による費用対効果や機能の水準、目的への適合性等の指標を用いて、「継続使用」、「改善使用」、「用途廃止」、「施設廃止」等の方向付けを行います。

さらに、その方向付けを踏まえ、施設特性を考慮した町全体を対象とするサービス（機能）に対応する施設及び地区を対象とするサービス（機能）に対応する施設の維持・効率化等の検討を推進していきます。

### ⑦ユニバーサルデザイン

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）においてユニバーサルデザインの街づくりの考え方が示されました。これらの内容を踏まえ、本町においても、高齢者、障がい者、子育て世代や観光客など多様な利用が想定される公共施設等の整備・改修等に際しては、誰もが利用しやすい施設となることを目標としてユニバーサルデザイン化の推進に取り組みます。

### ⑧総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

#### ■ 町民との情報共有と協働体制の構築

公共施設マネジメントの推進に当たっては、町民が利用する施設の規模等の縮小や廃止等も視野に入れての検討を伴うことから、町民の理解が必要不可欠です。

そのため、町ホームページを活用した計画の進捗報告や、広報などを活用し、公共施設に関する情報や課題意識の共有を図ります。

また、町民からの意見を整理して公共施設マネジメントに反映させる仕組みや、町民との協働による公共施設の維持管理のあり方についても検討していきます。

#### ■ 民間活力の活用体制の構築

公共施設マネジメントを推進する上で、運営経費の適正化と町民サービス水準の維持・向上を両立させていくことが大きなテーマです。今後は、PPP や PFI の導入により民間企業の資金やノウハウを活用し、事業の効率化や町民サービスの充実を図るための体制構築を目指します。

#### ■ 点検・診断等の実施方針

公共施設マネジメントの基本的考え方は、適正な公共投資並びに公共施設等の維持管理コストを節減するためのコンパクトなまちづくりに資するべく、建替・更新時の統廃合などでの維持・再編を図ります。

施設の適切な維持管理により建築物の性能を十分に発揮することができる、専門的・技術的知識のほか、日常の維持管理が重要となります。

公共施設等は利用状況、設置された自然環境等に応じ、劣化や損傷の進行は施設毎に異なるた

め、施設の特徴を考慮した上で、定期的な目視点検・診断により状態を正確に把握します。

インフラ資産については、維持管理コストの節減を図るため、施設の長寿命化を図ります。インフラ資産の健全度の把握については、関係省庁が作成する点検マニュアルに基づき、定期的な点検の実施による予防的かつ計画的な対応を行うこととします。

点検・診断の結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を個々の施設・インフラ毎のカルテとして記録し、次期点検・診断等に活用するという、「メンテナンスサイクル」を構築し、継続的に発展させていきます。

#### ■維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設については、建築物の劣化状況調査結果の劣化度ランク、施設管理者の意見や担当部署の意見・要望等のランクおよび各施設の耐用年数経過状況を踏まえて、施設を優先度順にグループ判定し、社会状況の変化、町民ニーズの変化等を考慮し修繕・更新を計画的に実施します。

更新に際しては維持管理費（法定点検・定期点検保守費・修繕費）や光熱水費の削減につながる仕様を推進します。

また更新時においては、PFI 事業などの公民連携による民間資金、ノウハウを活用・導入する検討を行います。

#### ■安全確保の実施方針

施設については災害時の避難施設としての役割を持つ施設も多く、その機能・安全性の確保に向けた施設価値を向上させる取り組みも必要となります。

今後は、バリアフリー化の充実およびユニバーサルデザインの活用を図り、町民誰もが利用しやすい施設・設備の整備を進めていきます。環境性能など質的向上への対応、建設廃棄物の抑制、省エネルギー化の推進など環境にも配慮します。

施設の安全性については、敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全性の項目を中心に診断され、また、構造や外部仕上げについても診断されます。

本町では、この中から高い危険性が認められる項目を絞り込み、評価し、危険性が認められた施設について、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。

また、危険性の認められた施設等については、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合もあります。

### （４）フォロー体制に関する実施方針

#### ①見直し

この計画の内容については、今後の財政状況や環境の変化に応じて、適宜見直しを行います。

#### ②協議・検討

公共施設等の適正配置の検討にあたっては、議会や町民に対し随時情報提供を行い、町全体で認識の共有化を図ります。

### ③計画具体化のための方策

本計画の実行に向けてのフォローアップ活動としては、第一に、施設類型別に構想されている方針に基づき、それに属する個別の施設に関し、その施設の更新時期に定期的な検証を検討しなければなりません。

その結果を参照した上で、各施設に対する更新費用に関する個別の見積りを作ることになります。

以上の結果に基づき、再度、財務シミュレーションのための仮定値を定め更新計画を確定することになります。この財務シミュレーションにおいて、資金不足が生じるなど、問題が生じれば、解消するまで上記の見積りを再検討することになります

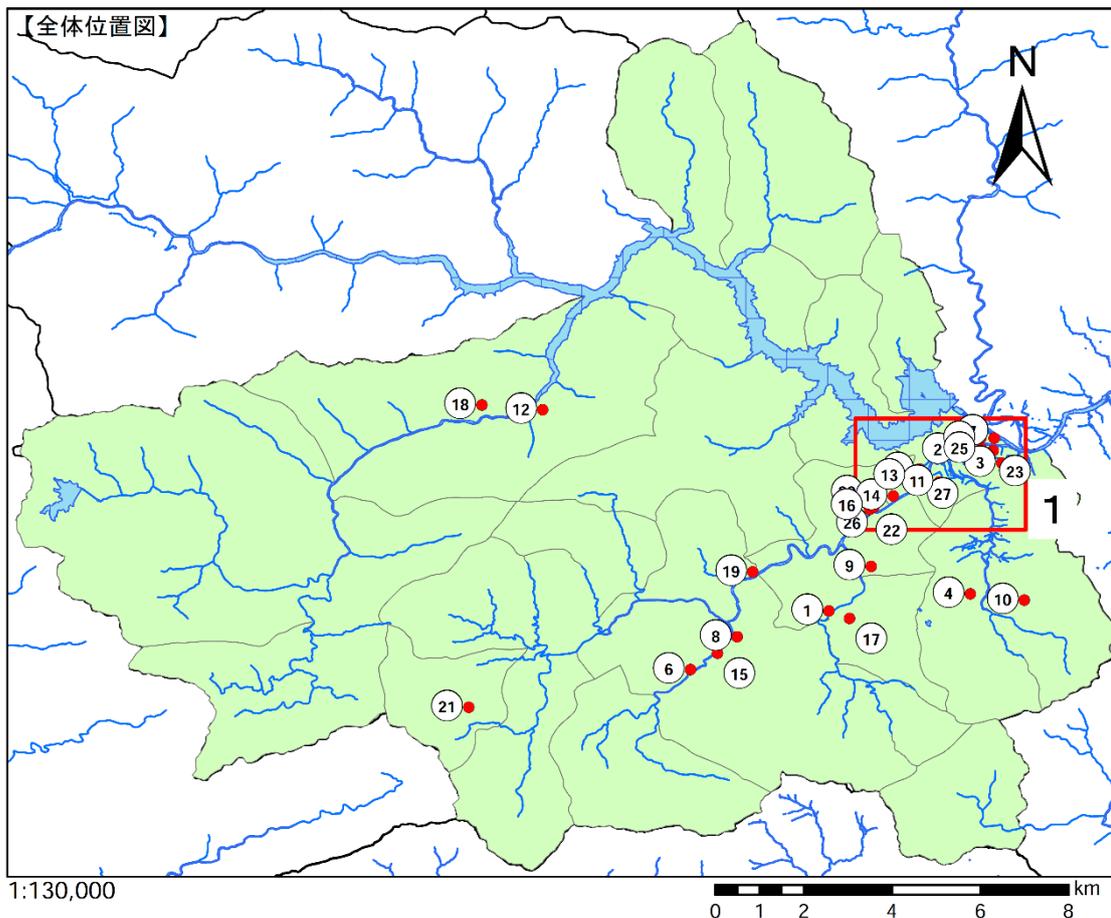
## 第5章 施設類型毎の管理に関する基本方針

### 5.1 公共建築物に関する基本方針

#### (1) 住民文化系施設

住民文化系施設のうち、集会施設に関しては、コミュニティセンターのほか、集会所などがあり、全ての地域内に存在します。これらを更新する場合は、必要な量に削減（統廃合）を検討します。

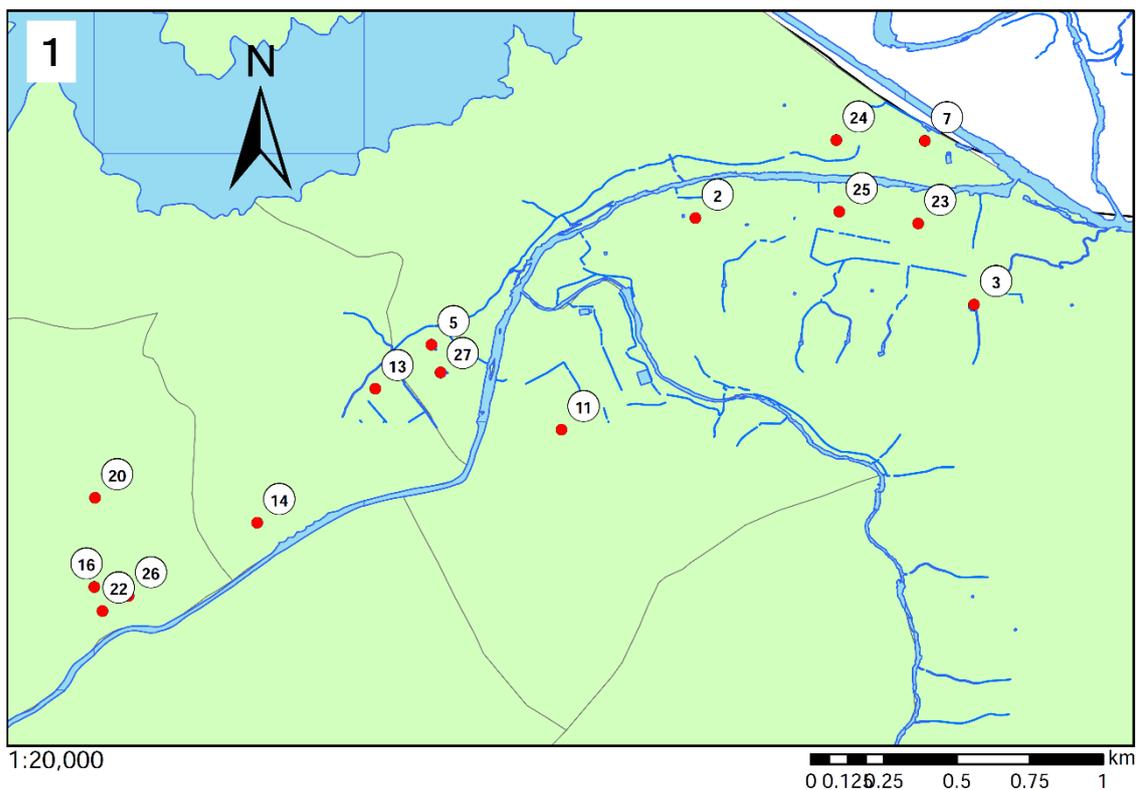
#### ■住民文化系施設の配置状況



#### 【拡大番号の詳細】

1	中村～田井周辺
---	---------

■住民文化系施設の配置状況(中村～田井周辺)

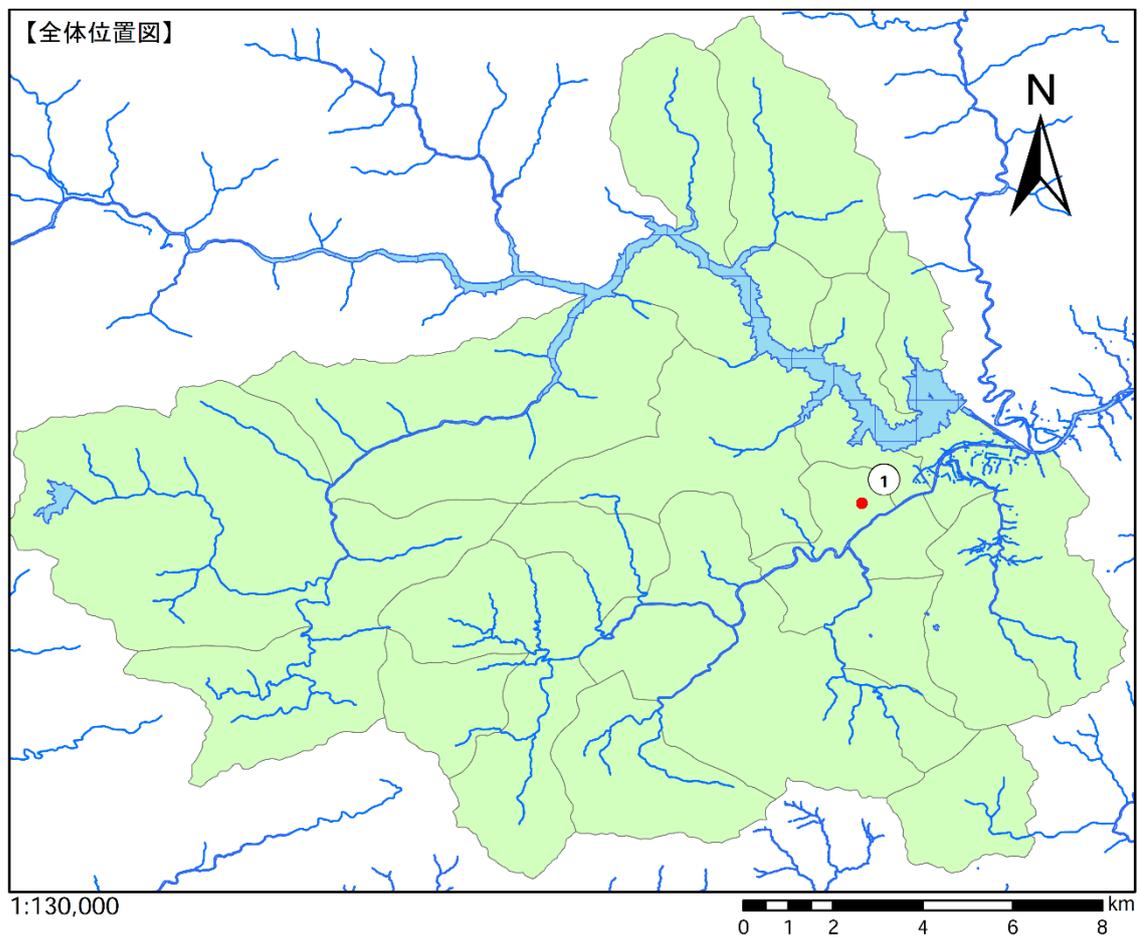


地図 番号	施設 番号	建 物 名	住 所	築年度	延床面積 (㎡)
1	62	相川地区多目的研修集会施設	相川407	S59	270.70
2	63	上野地区多目的集会所	田井1581-2	S58	246.35
3	64	田井地区多目的集会所	田井1201-3	S59	171.14
4	65	溜井地区多目的集会所	溜井1366-2	S59	97.85
5	66	三島地区多目的集会所	田井503-2	S60	98.96
6	67	上地藏寺構造改善センター	地藏寺2267-2	H 2	83.90
7	68	中島地区多目的集会所	田井958-4	H 4	206.95
8	69	立割地区多目的活動施設	地藏寺375	H 5	79.63
9	70	白石地区多目的活動施設	南泉572	H 6	80.53
10	71	伊勢川地区多目的集会所	田井4331	H 6	119.52
11	72	宮古野ふれあい交流館	宮古野165-2	H10	128.85
12	73	中村集会所	南川457-1	H14	28.72
13	74	東境集会所	境329-3	H18	63.76
14	75	南境集会所	境60-5	H21	60.48
15	76	中地藏寺集会所	地藏寺1232-1	H14	98.20
16	77	中央集会所	土居275-1	H11	195.00
17	78	高須地区多目的集会所	高須453-3	S57	128.42
18	79	文化交流施設南川会館	南川1224-2	H 2	194.34
19	80	五区集会所	土居1129	S55	33.12
20	81	大谷集会所	土居118-1	S63	126.25
21	82	峯石原集会所	東石原2140-1	H22	79.00
22	83	改良住宅陳の内団地 集会所	土居275番地1	H10	99.55
23	84	町営住宅八反坪団地 集会所	田井1361番地1	H12	68.04
24	85	中島城ノ台ふれあい集会所	田井878-3	R 2	74.20
25	86	農村環境改善センター	田井1450番地	S58	1,330.00
26	87	土佐町基幹集落センター	土居284番地1	S58	767.60
27	88	土佐町生涯学習交流館	田井446-2	H14	82.00

## (2) 社会教育系施設

社会教育系施設は、老朽化と利用者ニーズにより、機能統合等の検討を行います。

### ■社会教育系施設の配置状況



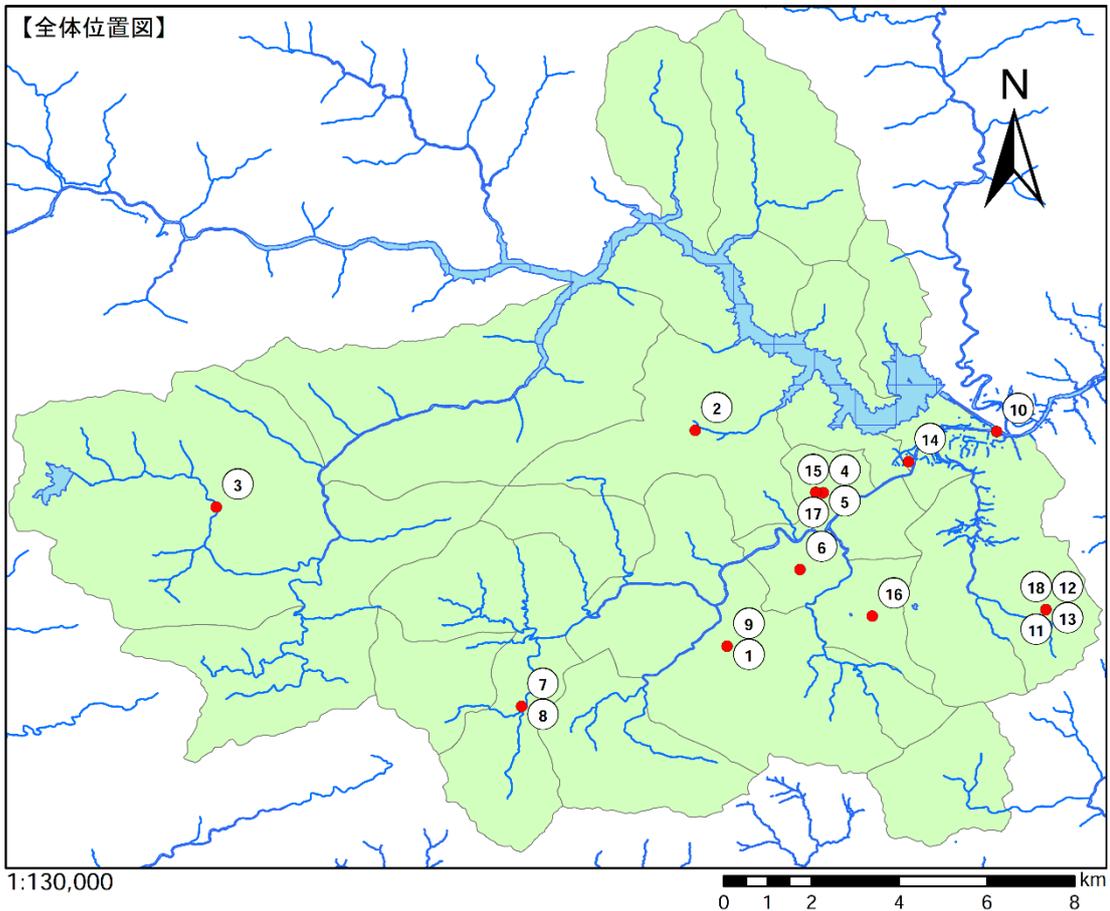
地図 番号	施設 番号	建 物 名	住 所	築年度	延床面積 (㎡)
1	89	郷土学習センター	土居437	S60	1,720.35

#### (4) スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ・レクリエーション系施設は、老朽化と利用者ニーズにより、機能統合等の検討を行います。

レクリエーション施設については、老朽化と利用者ニーズを考慮し、削減を検討します。

##### ■スポーツ・レクリエーション系施設の配置状況



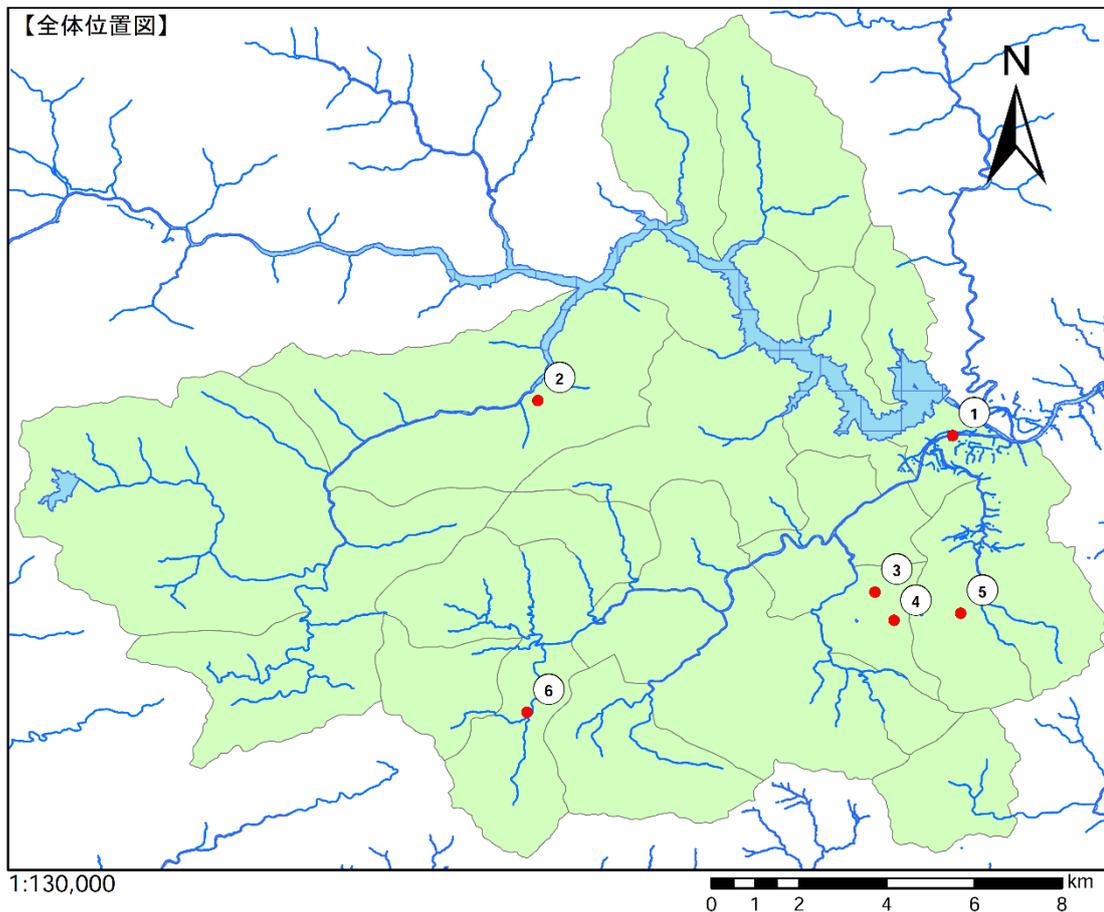
## 第5章 施設類型毎の管理に関する基本方針

地図 番号	施設 番号	建 物 名	住 所	築年度	延床面積 (㎡)
1	90	平石町民体育館	地藏寺3172-1	H 4	1,279.90
2	91	和田町民体育館	和田1085-1	S63	480.00
3	92	瀬戸町民体育館	瀬戸654-2	S54	443.00
4	93	森小学校プール	土居437	S50	813.00
5	94	森町民体育館	土居437	S47	471.00
6	95	相川町民体育館	相川305-1	S44	861.00
7	96	石原町民体育館	西石原1228	H 2	496.00
8	97	石原町民プール	西石原1228	H 8	943.00
9	98	地藏寺町民体育館	地藏寺1233-1	S47	1,314.00
10	99	田井町民体育館	田井979	S46	775.00
11	100	松ヶ丘町民プール	田井3163	H 7	436.00
12	101	さめうら荘	田井146-1		1,299.00
13	102	おこげハウス	田井1667	H13	575.42
14	103	道の駅「土佐さめうら」	田井448-4	H 9	231.00
15	104	ふるさと再生の森研修棟	土居1205番地イ	H21	64.59
16	105	ふれあい牧場体験学習交流施設研修棟	高須1631	H12	211.55
17	106	駒野元気センター	土居1017-1	H13	61.00
18	107	土佐町スポーツ観光拠点施設	田井146-1	H 7	848.00

### (5) 産業系施設

一般的な施設に比べて使用環境が厳しく劣化が激しいため、施設管理者と共に適時適切な補修・更新を行うことで、長寿命化に努めます。

#### ■ 産業系施設の配置状況

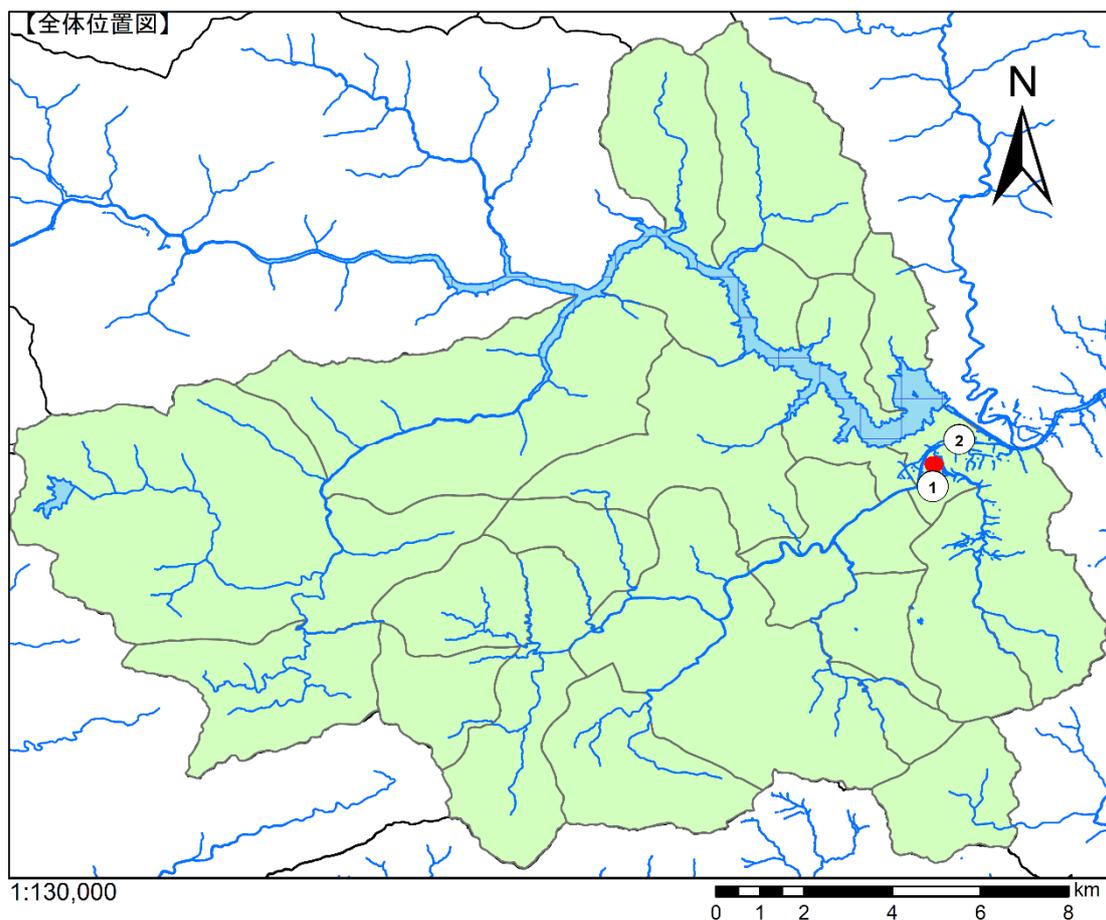


地図番号	施設番号	建物名	住所	築年度	延床面積 (㎡)
1	56	地域住宅モデル普及推進住宅	田井1505-2	H21	102.88
2	57	南川共同貯蔵庫	南川457-1	H元	16.97
3	58	土佐町堆肥センター	高須1577-1	H11	2,970.30
4	59	酪農センター	高須1627-1	S40	545.98
5	60	土佐町肉用牛繁殖預託施設	溜井2729-2	H17	576.00
6	61	石原地区農畜産物処理加工施設	西石原172	H 4	78.00

### (6) 学校教育系施設

学校教育に関連する施設については、地域の実情と将来の人口推移を踏まえ、機能の充実を図るとともに、施設の長寿命化により現状を維持・継続するものとします。具体的には、既存施設の充実を図る一方で、長寿命化及び省エネルギー化の推進に努め、施設の相互連携による教育環境づくりに注力していきます。

#### ■ 学校教育系施設の配置状況

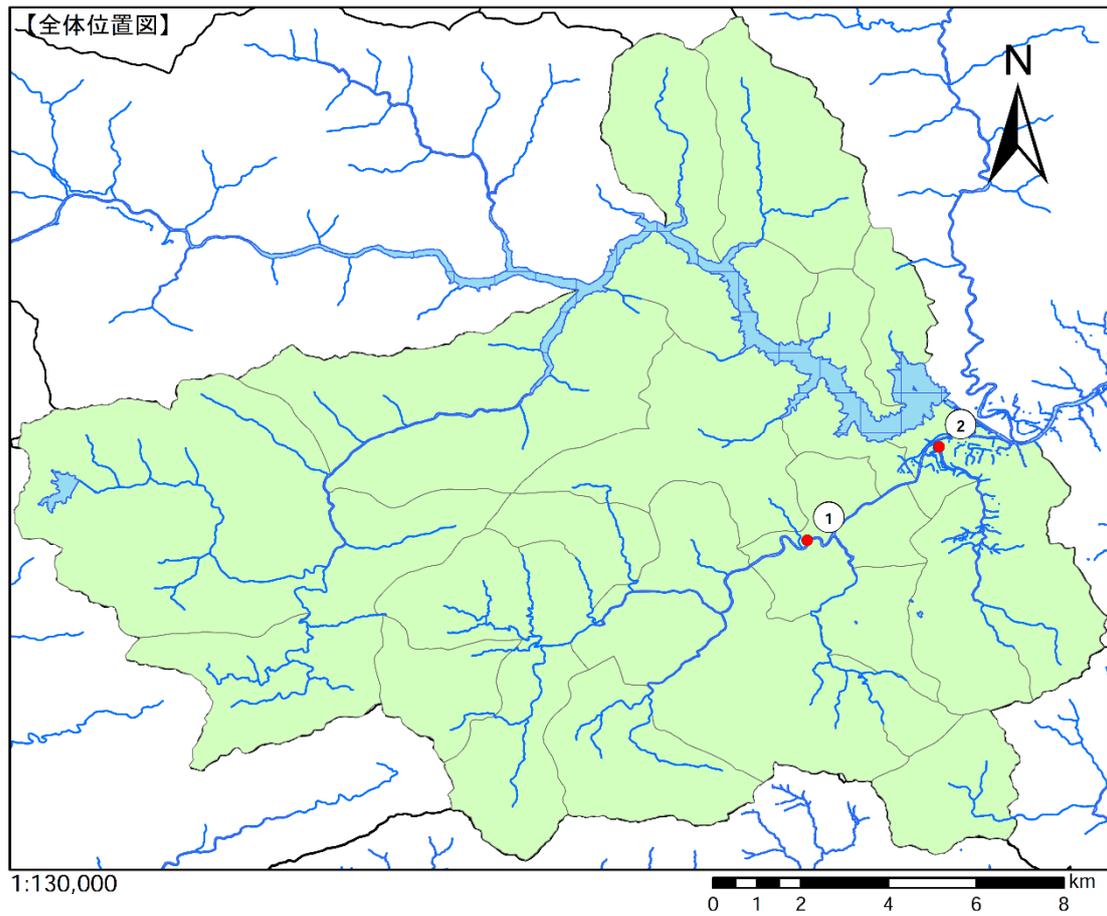


地図番号	施設番号	建物名	住所	築年度	延床面積(m <sup>2</sup> )
1	1	土佐町中学校	宮古野1	S57	3,905.72
2	2	土佐町小学校	宮古野1	H20	421.47

### (7) 子育て支援施設

子育てに関連する施設については、地域の実情と将来の人口推移を踏まえ、機能の充実を図るとともに、施設の長寿命化により現状を維持・継続するものとします。具体的には、既存施設の充実を図る一方で、長寿命化及び省エネルギー化の推進に努め、施設の相互連携による教育環境づくりに注力していきます。

#### ■ 子育て支援系施設の配置状況



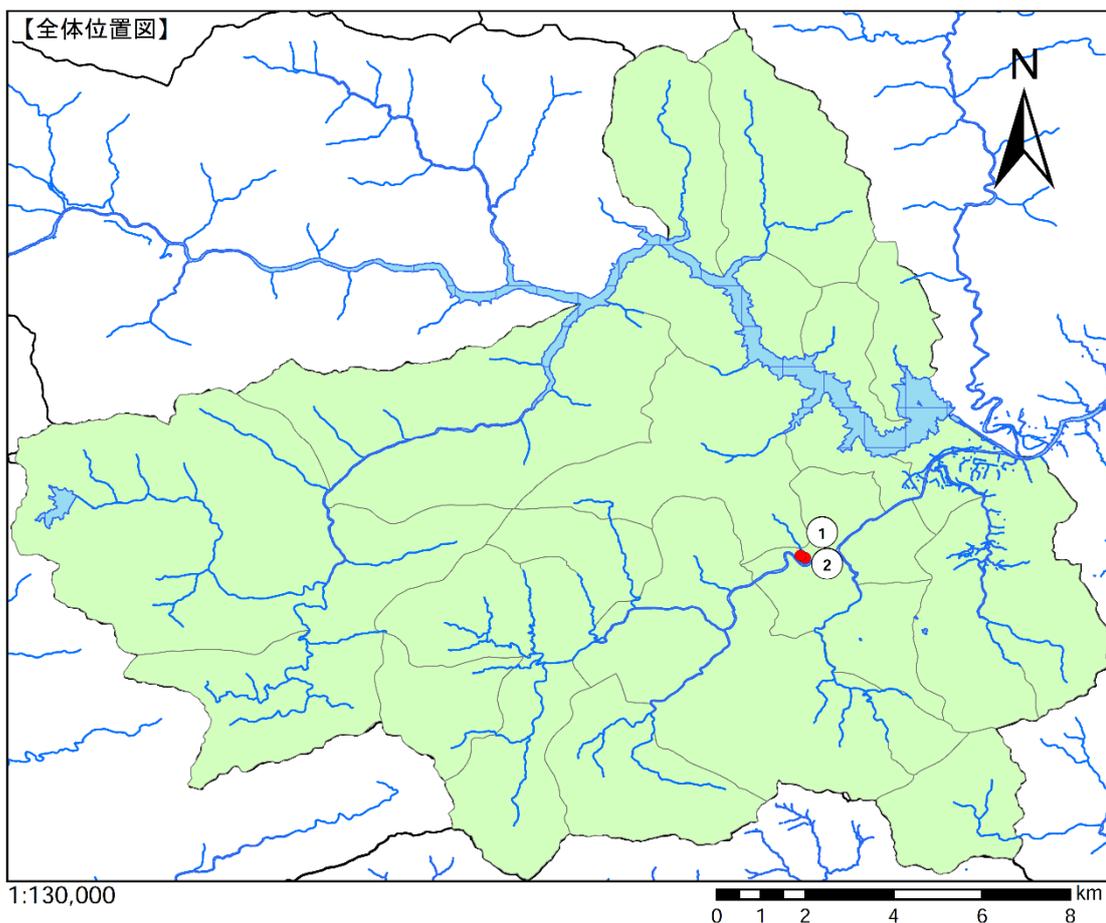
地図番号	施設番号	建物名	住所	築年度	延床面積 (㎡)
1	37	土佐町児童館	土居989-1	S61	188.40
2	38	みつば保育園	田井1555	S54	1,084.48

### (8) 保健・福祉施設

現状として機能を代替することができないため、数量は現状維持とします。

施設の長寿命化を図り、利用性を高めるために、設備の更新等を図るが、更新にあたってはライフサイクルコストの縮減の観点から省エネ機器への転換を図ります。

#### ■保健福祉系施設の配置状況



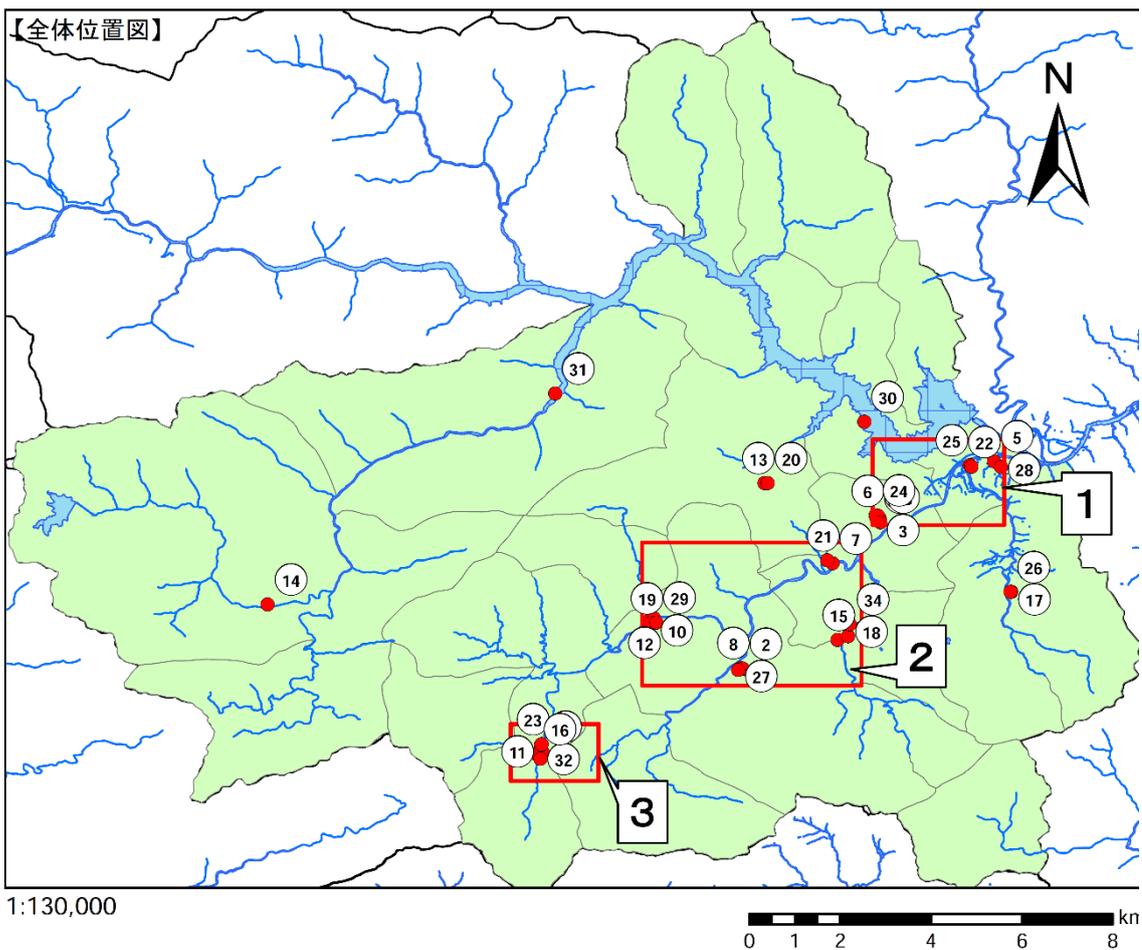
地図番号	施設番号	建物名	住所	築年度	延床面積 (㎡)
1	39	グループホーム	土居1057	H 2	1,979.00
2	40	駒野老人憩の家	土居1017-2	S57	98.99

### (9) 行政系施設

庁舎等は、施設の診断や、日常的な点検により建物の劣化状況や設備機器類の更新時期を把握し予防修繕等に努めることで長寿命化を図ります。また必要に応じ機能統合等の検討を行います。

消防施設は、建物の定期点検を適切に実施し、劣化状況を把握し計画的な修繕・更新により建物の長寿命化を図ります。

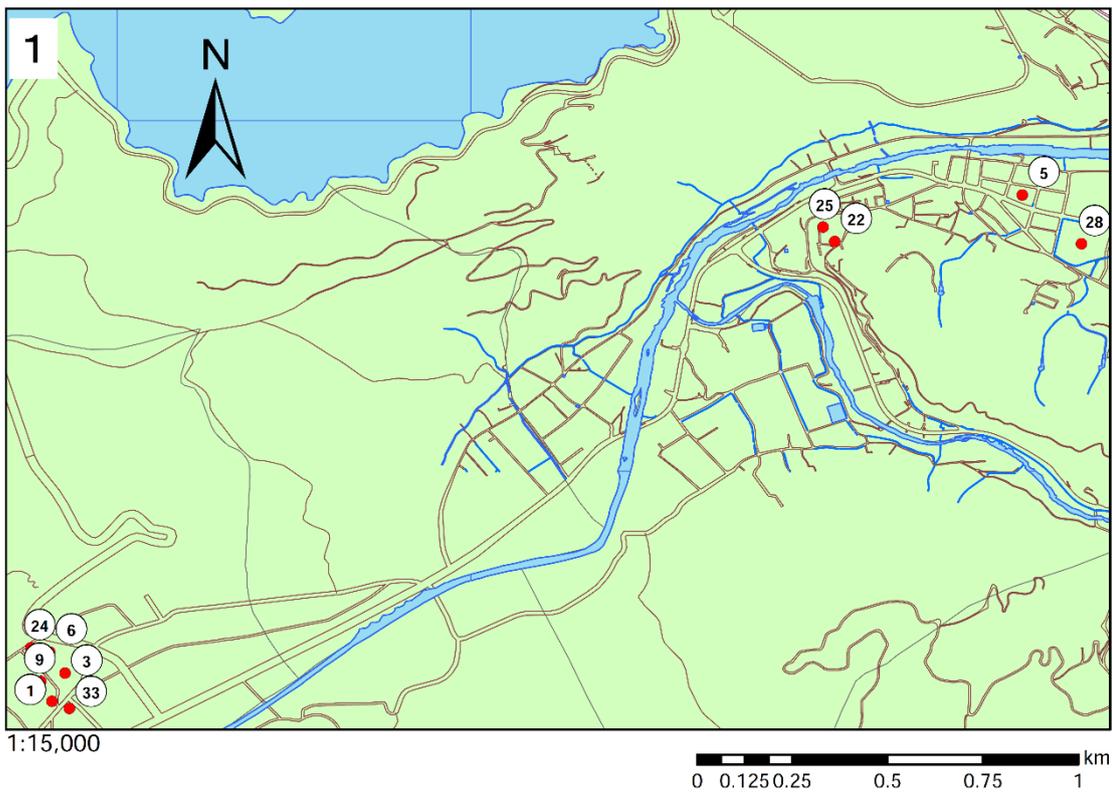
#### ■ 行政系施設の配置状況



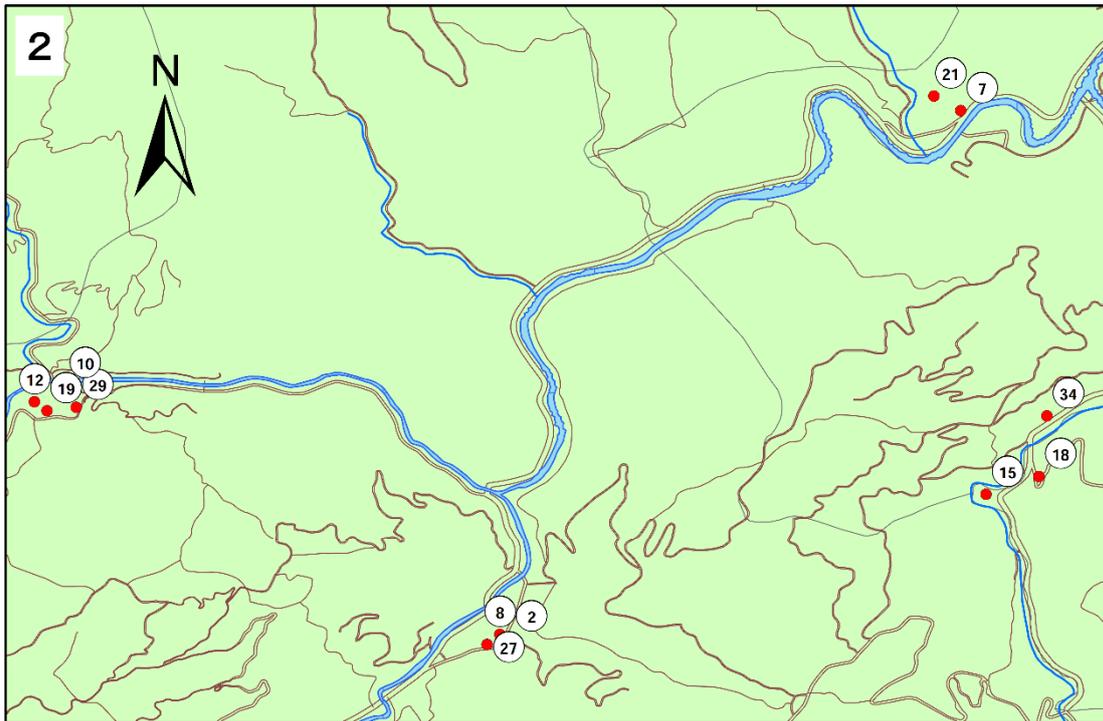
#### 【拡大番号の詳細】

1	土居・田井周辺
2	平石・地藏寺・高須・駒野周辺
3	西石原周辺

■行政系施設の配置状況（土居・田井周辺）

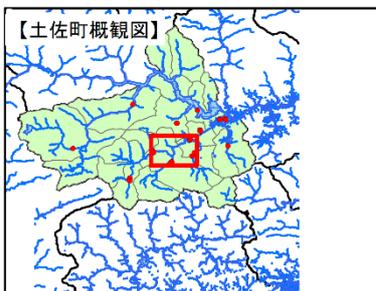


■行政系施設の配置状況（平石・地藏寺・高須・駒野周辺）

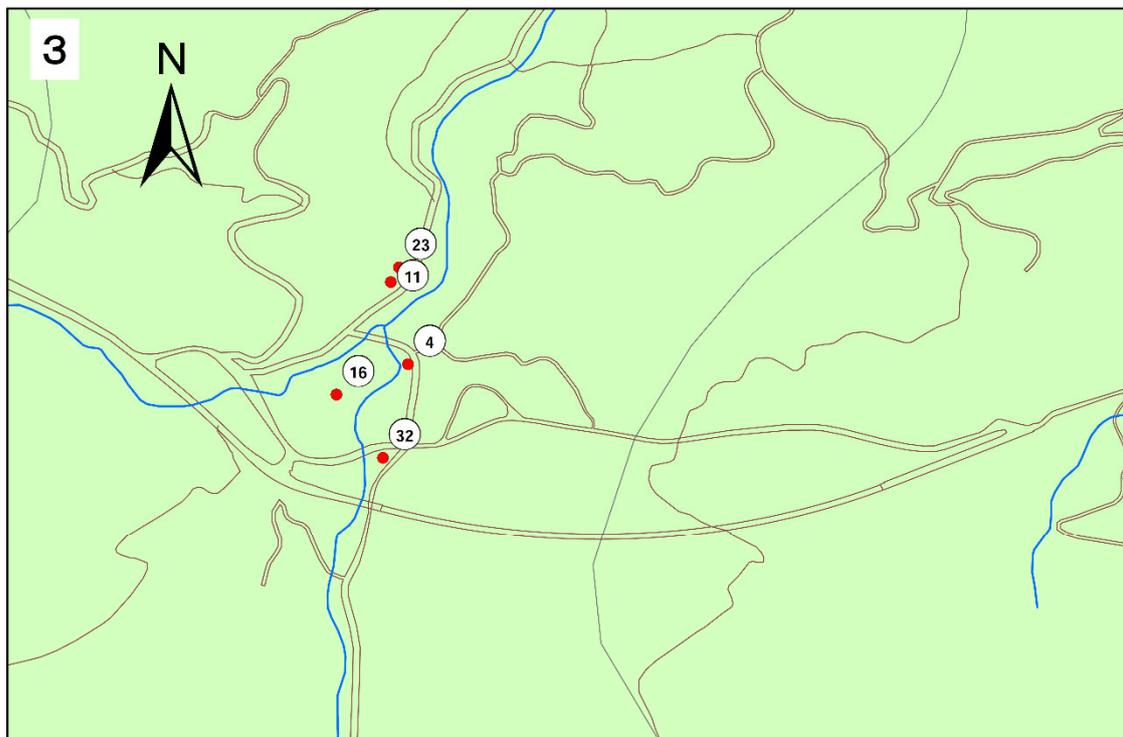


1:25,000

0 0.2 0.4 0.8 1.2 1.6 km



■行政系施設の配置状況（西石原周辺）



地図 番号	施設 番号	建 物 名	住 所	築年度	延床面積 (㎡)
1	3	バス車庫	土居204	H17	75.00
2	4	地藏寺支所体育倉庫	地藏寺1234	H元	40.00
3	5	土佐町役場	土居194	H23	1,539.11
4	6	西石原出張所	西石原1193-4	S54	446.25
5	7	田井支所	田井1488-1	H 8	1,175.00
6	8	旧教育委員会事務所	土居177	S46	180.00
7	9	土佐町立中央福祉センター	土居989-1	S52	281.70
8	10	地藏寺支所	地藏寺1212	H元	852.00
9	11	土佐町保健福祉センター	土居206	H 9	2,202.72
10	12	平石小プール	地藏寺4522-5	H元	286.00
11	13	旧石原保育所	西石原172	S61	254.72
12	14	平石コミュニティセンター	地藏寺3172	H 4	825.00
13	15	和田コミュニティセンター	和田1085	S36	810.00
14	16	瀬戸コミュニティセンター	瀬戸658	S45	446.94
15	17	相川コミュニティセンター	高須305	H 3	1,252.00
16	18	石原コミュニティセンター	西石原1228	S62	1,158.01
17	19	松ヶ丘コミュニティセンター	田井3163	H26	165.25
18	20	旧相川教員住宅	高須279	S58	86.95
19	21	旧平石教員住宅	地藏寺3173-4	H 4	57.00
20	22	和田移住促進支援住宅	和田1087	S58	130.11
21	23	町有住宅（住新4）	土居1400-1	S55	77.62
22	24	上野所帯教員住宅	田井1712	H 6	152.40
23	25	石原教員住宅	西石原167	H14	79.48
24	26	森教員住宅	土居137-2	S46	161.60
25	27	田井教員住宅	田井1690	H 6	383.16
26	28	松ヶ丘分団消防屯所	田井3163	H12	110.00
27	29	地藏寺消防屯所	地藏寺1185-1	H 7	110.00
28	30	田井消防屯所	田井1445-4	S63	110.00
29	31	平石消防屯所	地藏寺3050-1	H 9	110.00
30	32	大河内消防屯所	境1426-9	H10	110.00
31	33	南川消防屯所	南川1437-1	H 9	110.00
32	34	石原消防屯所	西石原1205-1	H 6	110.00
33	35	中央消防屯所	土居240-1	S58	110.50
34	36	古奈川分団車庫	相川407-1	R元	48.00

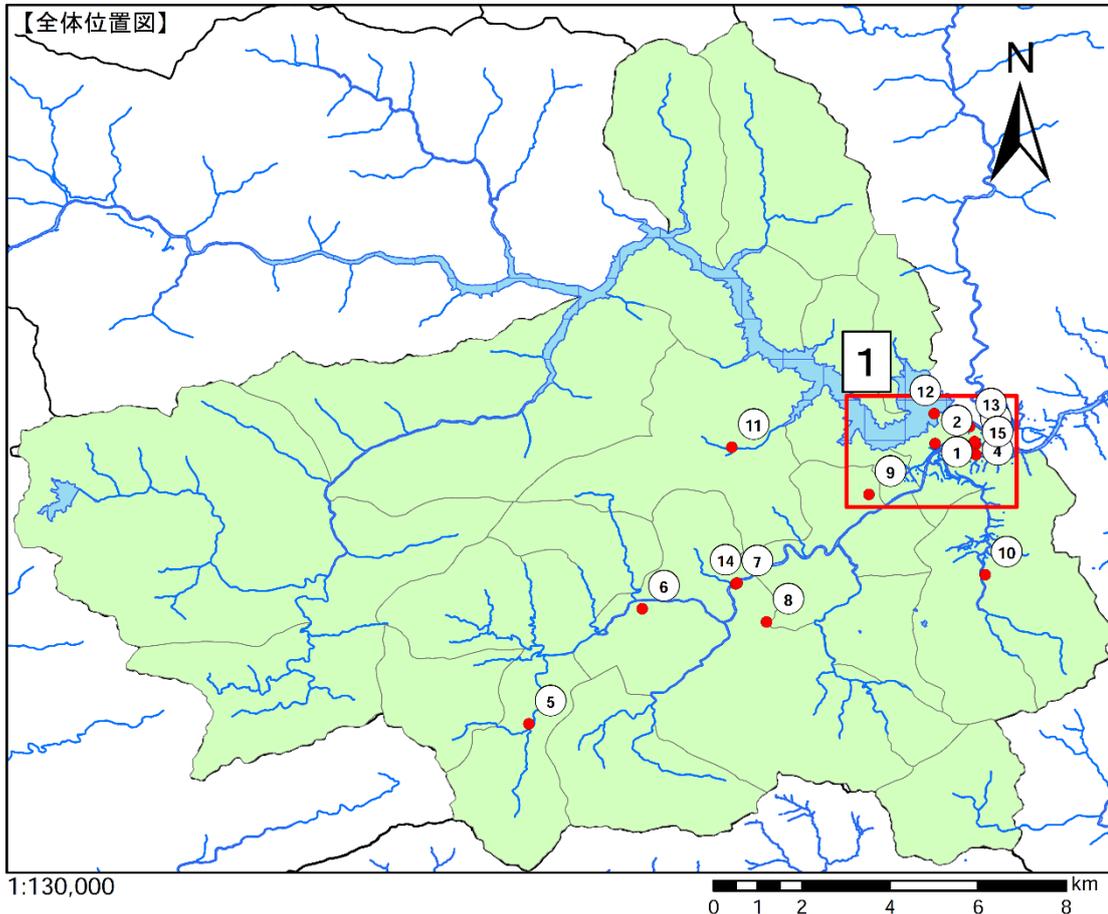
### **(10) 公営住宅**

公営住宅は、平成 28（2016）年度に策定した「土佐町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、更新時期を迎える団地については、入居率や人口推移を見据えて、棟数及び戸数の調整を行います。また、長寿命化に関する修繕を計画するとともに、計画の見直しを定期的に行い、適正な管理戸数・住宅規模の設定をし、計画的な整備を進めます。

(11) 公園

公園施設は、現状として機能を代替することができないため、数量は現状維持とします。  
 施設の長寿命化を図り、利用者の利便性や防犯性を考慮しつつ、維持管理を行います。

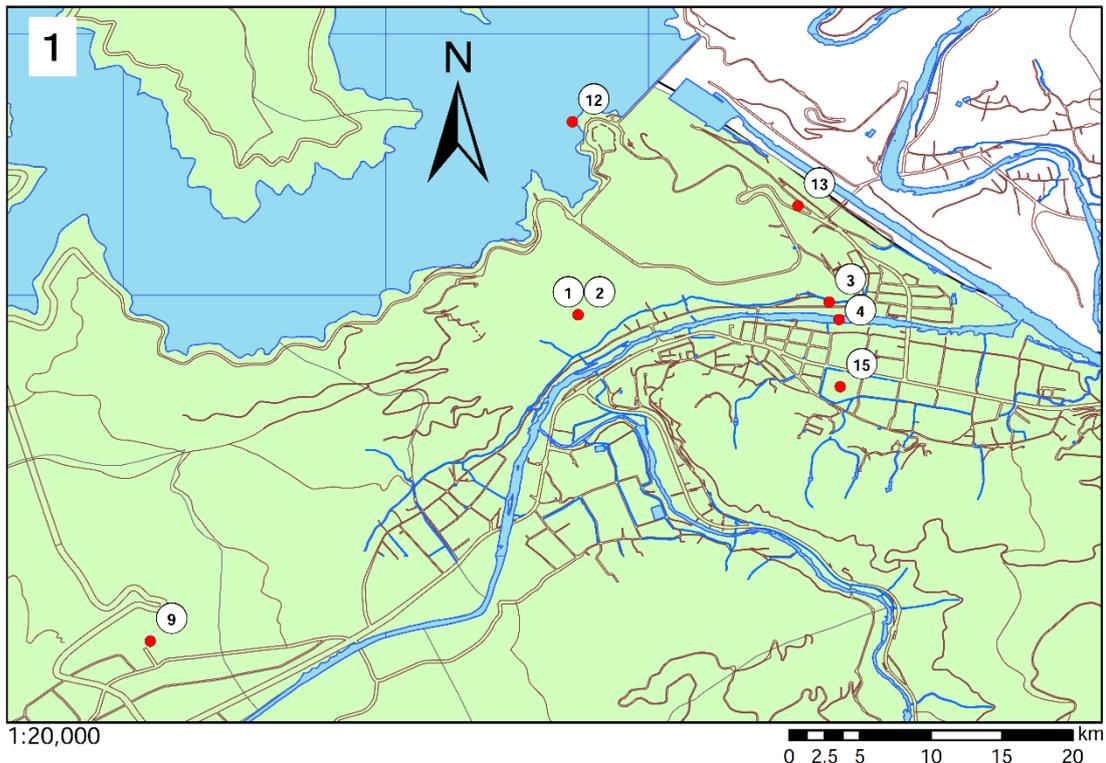
■公園系施設の配置状況



【拡大番号の詳細】

1	田井周辺
---	------

■公園系施設の配置状況(田井周辺)



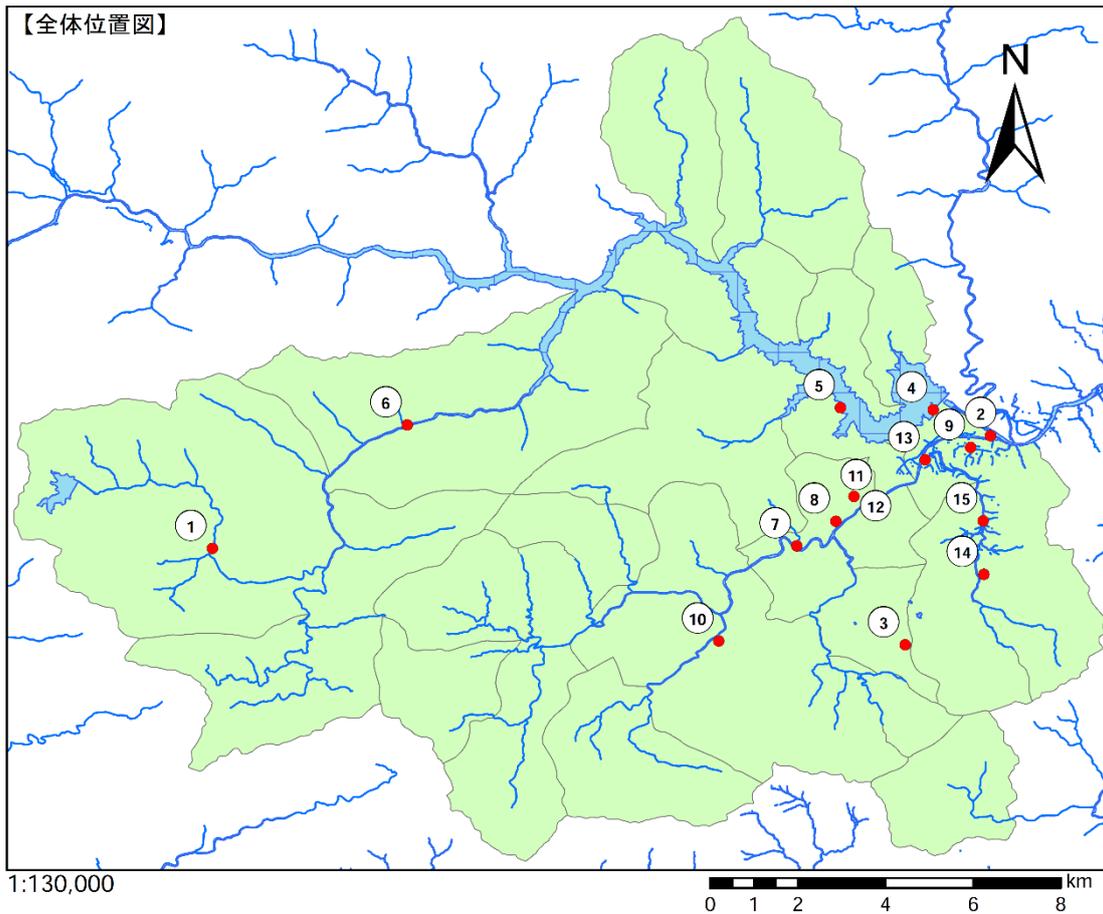
地図番号	施設番号	建物名	住所	築年度	延床面積(m <sup>2</sup> )
1	41	アウトドア活動場	田井6547	S61	33.70
2	42	さめうら森林公園	田井6547	H元	94.40
3	43	中島児童公園	田井793番地1	H9	15.98
4	44	舞田公園	田井1454番地7	H23	8.40
5	45	石原農村公園	西石原167	H6	10.39
6	46	平石公園	地藏寺3068-1	H5	16.30
7	47	地藏寺公園	地藏寺1659	H6	16.20
8	48	古奈川公園	地藏寺544-6	H5	14.96
9	49	土居公園	土居120	H5	16.20
10	50	松ヶ丘公園	田井3163	H6	16.20
11	51	和田ヶ森公園	和田3060	H6	5.89
12	52	さめうらふれあい広場	田井6591	H5	28.74
13	53	ふれあい広場	田井4-1	H14	34.88
14	54	地藏寺川ふれあい広場	地藏寺16-1	H17	9.31
15	55	土佐町芝生広場	田井1444番地	H29	70.08

**(12) その他**

施設の民間委譲を検討します。委譲時期は、現状の施設の利用状態、老朽化の度合い、民間事業者の成熟度などを勘案のうえ個々に決定します。

民間委譲の方法としては、民間の意向を提案方式などにより事前に広く求めることが必要となります。それでも代替可能な民間事業者がない場合は、民間委譲は困難となるため、統廃合の対象とします。

■ その他施設の配置状況



地図 番号	施設 番号	建 物 名	住 所	築年度	延床面積 (㎡)
1	108	アメガエリの滝公衆便所	瀬戸1077-32	H 5	25.00
2	109	旧田井小跡トイレ	田井979	H20	19.00
3	110	高須地区公衆便所	高須1631	H18	7.75
4	111	早明浦ダム身障者トイレ	田井6592-4	H14	15.00
5	112	上早明浦公衆トイレ	境772	S46	21.00
6	113	川奈路休憩所公衆便所	南川949-2	H 4	13.00
	114	サンメゾン新千里北町ELDO	大阪府豊中市新千里北町3-1-2	H22	319.39
7	115	共同作業所	土居1059-1	H 2	1,823.00
8	116	旧土佐人材養成センター	土居630	H 4	18.00
9	117	嶺北林業事務所	田井1445-□	H 3	302.00
10	118	旧地藏寺支所	地藏寺1192-3	S46	408.96
11	119	土佐町多目的交流広場	土居3-1	H 6	18.25
12	120	農産品加工場	不明	H 7	28.74
13	121	土佐町中学校バス停留所	宮古野1	H21	50.00
14	122	松ヶ丘バス停待合所	田井5684-4	H 5	3.75
15	123	相生バス停待合所	田井2097-2	H 7	3.75

## 5.2 インフラ資産に関する基本方針

道路、橋りょう等については、個別に定める長寿命化計画等にしがって維持管理、修繕、更新、取り壊し等を進めていきます。

その他施設については、町の総合計画実施計画との整合性を図り、本計画に準じて継続的に見直しを行い、維持管理、修繕、更新等を実施します。

### (1) 道路・橋りょう

町道については、幹線道路網の維持整備と生活に密着した一般道の維持修繕管理に努めます。

幹線町道、橋りょうや道路付帯施設の定期点検を行うことにより、第3者被害を未然に防ぎ、長寿命化修繕計画等に基づいた補修補強に努めます。

### (2) 林道

林道については、森林整備や林業経営に不可欠な基盤施設だけでなく、山村地域の生活基盤としての観点からも整備が進められてきました。

今後、老朽化した林道が増えていくことが想定されるので、ライフサイクルコストの縮減に向けた取組や保全管理体制の構築を行います。

### (3) 公園

公園については、遊具等の定期的な点検を実施し、利用者の安全に配慮した管理体制の維持に努めます。

### (4) 水道・下水道・浄化槽

上下水道事業については、総務省が示すガイドラインの指針に沿って、資金の適正かつ効率的な管理等に留意しながら、経営戦略を策定し、町民の生活環境向上に努めます。

### (5) 農道・農業用排水路

農道や農業用排水路については、適切な維持管理に努め、土地改良事業等を活用しながら計画的な改修を進めます。

### (6) 河川

河川については、適切な維持管理に努め、災害対策を中心に管理体制の維持に努めます。

## 第6章 計画の推進に向けて

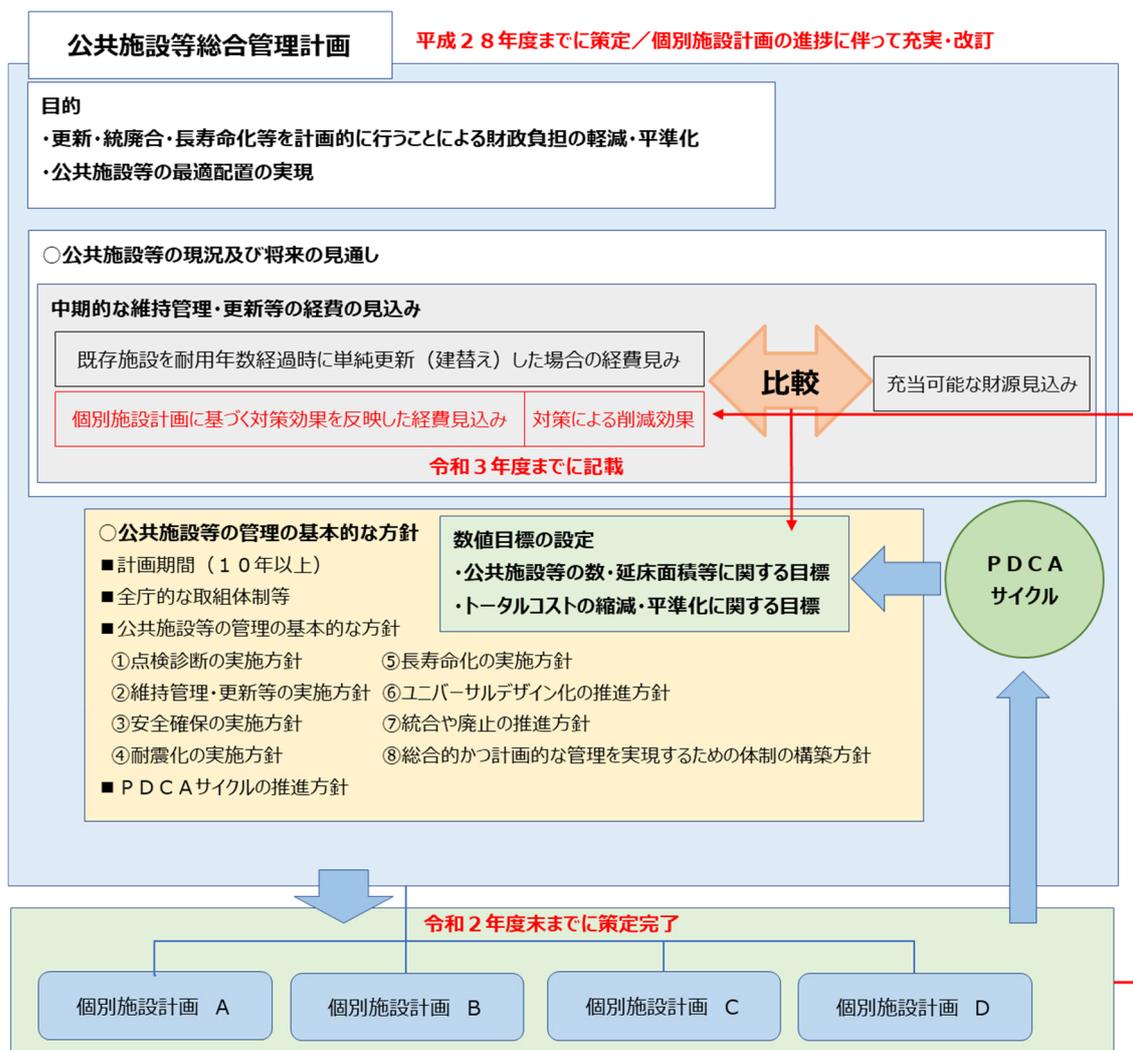
公共施設等を総合的かつ計画的に管理し、本計画の基本方針に基づく取組を着実に推進するため、全庁を挙げた推進体制の整備が不可欠です。

今後、全庁的に公共施設等のマネジメント業務を推進するにあたっては、職員一人ひとりが、町全体の施設の状況や将来の見通しについて十分理解し、従来の縦割りの中での施設ごとの管理状況から抜け出し、常に経営的視点を持って、全体の最適化を目指すことが必要となります。

また、総合管理計画の推進に当たっては、公共施設等を日々利用し、支えている住民との問題意識や情報の共有が不可欠です。今後とも、公共施設等の有り方について、住民目線に立った幅広い議論を進めていくとともに、公共施設等に関する情報を積極的に開示していくこととします。

以上を踏まえ、今後、策定または改訂が進む各個別施設計画の内容を適宜反映していくことによって、国の要請でもある本計画の不断の見直しを行います。

図表 6.1 総合管理計画に係る国の要請



## 用語の解説

【い】

### ■ インフラ長寿命化基本計画

インフラの老朽化対策に関する政府全体の取組として、平成 25（2013）年 6月に閣議決定した「日本再興戦略」に基づき、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において、同年 11月にとりまとめられた計画のこと。今後、この計画に基づき、国、地方公共団体レベルで行動計画の策定を進めることで、全国のあらゆるインフラの安全性の向上と効率的な維持管理を実現することとされている。

【か】

### ■ 改修

対象となる建物の全体または部分の性能及び機能が物理的劣化や社会的劣化したものについて、初期の水準を超える性能及び機能を有する新しいものに取り換えること。

### ■ 減価償却

固定資産の調達費用を使用可能期間にわたって、分割して費用計上する会計処理のこと。施設、設備、機械装置、器具・備品といった時間の経過とともに価値が減少する資産のことを「減価償却資産」という。

【こ】

### ■ 更新

対象となる建物の全体または部分の性能及び機能を初期と同等のものに取り換えること。

【し】

### ■ 修繕

対象となる建築物の全体または部分の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させること。大規模修繕とは、これを対象施設全体にわたって大規模に実施すること。

### ■ 集約化

複数の施設が持つ類似する機能を一つの施設にまとめる手法のこと。

### ■ 新耐震基準

現在の耐震基準は、昭和 56（1981）年 6月に施行されたもので、以前の耐震基準と区別するために「新耐震基準」と呼ばれている。「頻繁に起こる大きさの地震（震度 5 程度）に対しては建物構造に損害がないようにする。」「滅多に起こらないが大きな地震（震度 6 強から 7 程度）に対しては、致命的な損害を回避し人命を保護するようにする。」ことを目標としている。

【た】

■ 耐震基準

建築物や土木構造物の設計の際に適用される地震に耐えることができる構造の基準で、建築基準法や道路橋示方書などにより定められている。

■ 多機能化

一つの空間を利用時間で分けて利用することで、多方面の目的性や作用を持った状態にすること。

■ 建替え

寿命を迎えた建物を解体し、利用者の要求水準に合わせて建て替えること。

【ち】

■ 長寿命化

従来に対症療法型から、「損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う」予防保全型へ転換を図り、公共施設等の定期的な施設点検を実施し、損傷が拡大する前に適切な処置を行うことで、構造・設備・機能などの耐久性を高め、公共施設等をできるだけ長く利用する手法のこと。

【の】

■ 延床面積

建物各階の床面積を合計した面積のこと。吹抜け部分、バルコニーの先端から 2m までの部分、庇、ピロティ、ポーチなどは床面積には含まれない、といった特例があり、単純に合計した面積ではない場合もある。

【ふ】

■ 複合化

複数の施設及び機能を一つの建物に統合・並置する手法のこと。

【ま】

■ マネジメント

ある目標に対して、様々な資源・資産・リスクを管理し、効果を最大化する手法のこと。その内容には、評価・分析・選択・改善・回避・統合・計画・調整・指揮・統制・組織化などの様々な要素を含んでいる。

【ゆ】

■ 有形固定資産減価償却率

有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算したもの。このことにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができる。

---

【よ】

■ 予防保全

設備、施設等が故障してから修理修繕を行うのではなく、あらかじめ定められた計画的な検査・試験・再調整により、故障を防止し、劣化を抑え、故障率を下げるための方法をいう。

【ら】

■ ライフサイクルコスト（LCC）

建物のライフサイクル全体にわたって発生する費用のこと。建設費から、点検・保守などの維持管理費用、更新費用、解体処分費まで含んでいる。

